

株式等振替制度に係る業務処理要領第5.8版 新旧対照表(2020/11/24)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	1	8	変更	※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式(CMN-B01、Se0-B01、ST97-67、ST06-02、CMN-B02、KY05、KY06及びCMN-B05)を参照。	※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式(CMN-B01、Se0-B01、ST97-67、ST06-02、CMN-B02、KY05、KY06、ST99-08及びST99-08-01)を参照。	2. (3) f備考
2	1	1	9	変更	※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式(CMN-B01、ST96-01、ST07-03、CMN-B02、KY05、KY06及びCMN-B05)を参照。	※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式(CMN-B01、ST96-01、ST07-03、CMN-B02、KY05、KY06、ST99-08及びST99-08-01)を参照。	2. (3) g備考
3	1	1	12	変更	(2)発行者への取扱廃止日の通知 機構は、振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、振替株式等の発行者に対し、書面又はTarget保振サイトにより、振替株式等の取扱いを廃止する旨、取扱いを廃止する日(以下「取扱廃止日」という。)その他の事項を通知する。	(2)発行者への取扱廃止日の通知 機構は、振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、振替株式等の発行者に対し、書面により、振替株式等の取扱いを廃止する旨、取扱いを廃止する日(以下「取扱廃止日」という。)その他の事項を通知する。	3. (2)
4	1	4	4	変更	⑩ 機構加入申請者が口座管理機関となり、機構に対して特定個人情報(個人番号をその内容を含む個人情報をいう。以下同じ)を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第11号に規定する特定個人情報の安全を確保するための措置に係る次に掲げる事項を記載した所定の書面 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下「番号法施行令」という。)第24条第2号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨	⑩ 機構加入申請者が口座管理機関となり、機構に対して特定個人情報(個人番号をその内容を含む個人情報をいう。以下同じ)を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第11号に規定する特定個人情報の安全を確保するための措置に係る次に掲げる事項を記載した所定の書面 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下「番号法施行令」という。)第25条第2号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨	2. (3) b⑩
5	1	4	4	変更	※ 番号法施行令第24条第2号の規定により、直接口座管理機関が機構に対して行う確認は、機構がTarget保振サイトにより通知する特定個人情報が漏えいした場合の体制整備の内容を確認することにより行う。	※ 番号法施行令第25条第2号の規定により、直接口座管理機関が機構に対して行う確認は、機構がTarget保振サイトにより通知する特定個人情報が漏えいした場合の体制整備の内容を確認することにより行う。	2. (3) b⑩備考
6	1	4	5	削除	(削除)	・信託財産表示が可能。	2. (3) 表中の保有口の機能
7	1	4	5	削除	(削除)	・信託財産表示が可能。	2. (3) 表中の質権口の機能
8	1	4	5	削除	(削除)	・すべて一律に信託財産表示をする。	2. (3) 表中の信託口の機能
9	1	4	5	削除	(削除)	・すべて一律に信託財産表示をする。	2. (3) 表中の質権信託口の機能
10	1	4	7	変更	(5)機構による機構加入申請者への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、当該機構加入者口座の開設を受ける機構加入申請者に対し、書面により、次に掲げる事項を通知する。 ① 機構加入者の商号又は名称 ② 機構加入者コード ③～⑤(略)	(5)機構による機構加入申請者への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、当該機構加入者口座の開設を受ける機構加入申請者に対し、書面により、次に掲げる事項を通知する。 ① 機構加入者の商号又は名称 ② 機構加入者コード(7桁) ③～⑤(略)	2. (5)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
11	1	4	7	変更	(6)機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 機構加入者の商号又は名称 ② 機構加入者コード ③～⑥(略)	(6)機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 機構加入者の商号又は名称 ② 機構加入者コード(7桁) ③～⑥(略)	2.(6)
12	1	4	7	削除	(削除)	※ Target 保振サイトにおいても、機構加入者の一覧を掲載する。主な掲載項目は、口座管理機関コード、区分口座コード、属性区分、委託状況報告データの通知の委託の有無等とする。	2.(6)備考
13	1	4	9	変更	(5)機構による機構加入者口座の廃止を受ける機構加入者への通知 機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、書面により、当該機構加入者に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 廃止される機構加入者口座の機構加入者コード ② 口座廃止予定日	(5)機構による機構加入者口座の廃止を受ける機構加入者への通知 機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、書面により、当該機構加入者に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 廃止される機構加入者口座の機構加入者コード(7桁) ② 口座廃止予定日	3.(5)
14	1	4	9	変更	(6)機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 口座の廃止を受ける機構加入者の商号又は名称 ② 廃止される機構加入者口座の機構加入者コード ③ 口座廃止予定日	(6)機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、 <u>口座廃止予定日の1週間前に</u> 、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 口座の廃止を受ける機構加入者の商号又は名称 ② 廃止される機構加入者口座の機構加入者コード(7桁) ③ 口座廃止予定日	3.(6)
15	1	4	15	変更	(6)機構による機構加入者等への通知 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①～⑤(略)	(6)機構による機構加入者等への通知 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、 <u>承認取消日の1週間前に</u> 、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ①～⑤(略)	6.(6)
16	1	6	2	変更	① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存すること(番号法施行令第24条第1号、第29条及び番号法施行規則第21条第1号)。	① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存すること(番号法施行令第25条第1号、第29条及び番号法施行規則第21条第1号)。	1.(5)①
17	1	6	2	変更	② 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、特定個人情報の提供先が同様の体制を整備していることを確認すること(番号法施行令第24条第2号)。	② 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、特定個人情報の提供先が同様の体制を整備していることを確認すること(番号法施行令第25条第2号)。	1.(5)②
18	1	6	38	削除	(削除)	④ 外部記憶媒体の提出	3.(2)d(a)ア
19	1	6	38	変更	※ 口座管理機関は、左記の③を選択する場合には、口座管理機関コードの変更を伴うか否かにかかわらず、機構に対し、変更日の1か月前までにその旨を連絡しなければならない。	※ 口座管理機関は、左記の③又は④を選択する場合には、口座管理機関コードの変更を伴うか否かにかかわらず、機構に対し、変更日の1か月前までにその旨を連絡しなければならない。	3.(2)d(a)ア④備考
20	1	6	38	削除	(削除)	※ 口座管理機関は、左記の③又は④を選択する場合には、「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」を機構の定める方法により暗号化しなければならない。	3.(2)d(a)ア④備考
21	1	6	39	変更	② Target保振サイトによる通知の場合	② Target保振サイトによる通知又は外部記憶媒体の提出による通知の場合	3.(2)d(a)イ
22	1	6	39	削除	(削除)	④ 外部記憶媒体の提出による通知の場合 午前9時から午後5時まで ただし、提出期限日当日の时限は午後3時まで	3.(2)d(a)ウ

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
23	1	6	40	変更	② Target保振サイトによる通知日から変更日の2営業日前までの訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトにより通知した日以降に、当該内容の訂正を行おうとするときは、変更日の2営業日前までの日に、機構に対し、その旨を連絡し、機構の指示にしたがって、訂正後の「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトにより、訂正後の「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」を再通知しなければならない。また、取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。	② Target保振サイトによる通知日又は外部記憶媒体の提出による通知日から変更日の2営業日前までの訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトにより通知した日又は外部記憶媒体の提出により通知した日以降に、当該内容の訂正を行おうとするときは、変更日の2営業日前までの日に、機構に対し、その旨を連絡し、機構の指示にしたがって、訂正後の「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイト又は外部記憶媒体の再提出により、訂正後の「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」を再通知しなければならない。また、取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。	3.(2)d(a)オ
24	1	6	41	変更	※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトによる通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対し、左記の通知を行わない。	※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトによる通知又は外部記憶媒体の提出による通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対し、左記の通知を行わない。	3.(2)d(b)イ(ア)備考
25	1	6	41	変更	※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトによる通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対し、左記のエラー結果を電話連絡等により通知する。	※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトによる通知又は外部記憶媒体の提出による通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対し、左記のエラー結果を電話連絡等により通知する。	3.(2)d(b)イ(イ)備考
26	1	6	42	変更	※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトによる通知にて受領したときも、変更処理を行った日(変更日の前営業日)の翌営業日から起算して2営業日目の日(変更日の翌営業日)に、質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者である機構加入者又は質権者、譲渡担保権者の口座若しくは買取口座を開設する口座管理機関及び「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」を通知した口座管理機関に対し、当該通知を通知する。	※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」をTarget保振サイトによる通知又は外部記憶媒体の提出による通知にて受領したときも、変更処理を行った日(変更日の前営業日)の翌営業日から起算して2営業日目の日(変更日の翌営業日)に、質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者である機構加入者又は質権者、譲渡担保権者の口座若しくは買取口座を開設する口座管理機関及び「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」を通知した口座管理機関に対し、当該通知を通知する。	3.(2)d(b)ウ備考
27	1	8	2	変更	① 特定個人情報の提供先が、提供された特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備していることを確認すること(番号法施行令第24条第2号)。	① 特定個人情報の提供先が、提供された特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備していることを確認すること(番号法施行令第25条第2号)。	1.(2)①
28	1	8	2	変更	(業287条の3第2項) ※ 機構による左記の事項の対応の相手方は、発行者が、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を選任しているときは、当該株主名簿管理人等となる。これらの者は番号法施行令第23条により発行者に準ずる者と規定されている。なお、受益者名簿管理人は発行者から委託を受けた者として取り扱われる。	(業287条の3第2項) ※ 機構による左記の事項の対応の相手方は、発行者が、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を選任しているときは、当該株主名簿管理人等となる。これらの者は番号法施行令第24条により発行者に準ずる者と規定されている。なお、受益者名簿管理人は発行者から委託を受けた者として取り扱われる。	1.(2)備考
29	1	8	2	変更	(3)体制整備に関する届出 機構における前(2)①の確認のため、発行者(発行者が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を選任しているときは、これらの者)は次に掲げる事項を記載した所定の書面を機構に提出しなければならない。 ・番号法施行令第24条第2号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨	(3)体制整備に関する届出 機構における前(2)①の確認のため、発行者(発行者が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を選任しているときは、これらの者)は次に掲げる事項を記載した所定の書面を機構に提出しなければならない。 ・番号法施行令第25条第2号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨	1.(3)
30	1	8	3	削除	(削除)	※ 番号法上、機構及び発行者の間における特定個人情報の提供は電磁的方法(1(2)③の基準を満たしている必要がある。)に限られているが、機構と発行者との間にはそのような仕組みがないため、振替新株予約権付社債の発行者が、機構から直接に総新株予約権付社債権者通知をCD-R等の外部記憶媒体又は書面により受領した場合には、当該発行者は機構に対して当該総新株予約権付社債権者通知に係る新株予約権付社債権者の共通番号情報を請求することはできない。	2.備考

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	1	2	変更	(業39条及び40条)	(業39条及び40条、施37条)	3.(3)備考
2	2	1	3	削除	(削除)	<p>b 新規記録通知による記録 新規記録通知による信託の記録については、第2節を参照。</p> <p>c 振替による記録 振替による信託の記録及び信託の記録の抹消については、第3節を参照。</p>	3.(3)
3	2	1	7	削除	(削除)	<p>ア 信託財産表示の申請による記録 (ア)受託者による申請 信託の受託者である機構加入者は、次に掲げるところにより、機構に対し、その機構加入者口座(質権口、信託口、質権信託口、顧客口、外国人株式記録口を除く。)に記録された振替株式について、振替株式が信託財産である旨の記録をすることの申請(以下「信託財産表示申請」という。)又は記録を抹消することの申請(以下「信託財産表示抹消申請」という。)をすることができる。</p> <p>i 申請手段 ファイル伝送(前日信託財産表示・同抹消請求)又は統合Web端末(画面入力(前日信託財産表示・同抹消請求及び当日信託財産表示・同抹消請求)又はCSVファイルアップロード(当日信託財産表示請求・同抹消請求))</p> <p>ii 取扱時間 (i)ファイル伝送 午前3時から午後8時まで (ii)統合Web端末 前日信託財産表示・同抹消請求 午前9時から午後8時まで 当日信託財産表示・同抹消請求 午前9時から午後3時30分まで</p> <p>iii 申請事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 数量 ④ 信託財産表示申請又は信託財産表示抹消申請の別</p> <p>iv 訂正又は取消方法 (i)ファイル伝送 集信日当日に訂正又は取消をする場合は、ファイル単位の置き換えとする。 (ii)統合Web端末 前日信託財産表示・同抹消請求については、請求日当日に限り、訂正又は取消の入力ができる。</p> <p>(イ)受益者又は委託者による申請 受益者又は委託者は、機構に対し、書面により、受託者に代位して信託財産表示の申請をすることができる。この場合においては、受益者又は委託者は、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替株式についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>(ウ)機構における処理 機構は、機構加入者から信託財産表示申請又は信託財産表示抹消申請を受けたときは、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める時に、機構加入者口座に信託財産表示又は信託財産表示の抹消を行い、申請をした機構加入者に対し、ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、その旨を通知する。但し、当該処理時において当該口座に申請に係る振替株式の記録がないときは、処理不能として取り扱い、当該申請はなかったものとする。</p> <p>i 前日信託財産表示・同抹消請求を受けた場合 翌営業日の業務開始時(午前9時)</p> <p>ii 当日信託財産表示・同抹消請求を受けた場合 請求受付後直ちに</p>	4.(2)b(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
4	2	1	7	変更	<p>ア 信託口又は質権信託口による記録 (ア)信託口又は質権信託口の記録 機構加入者が信託の受託者である場合、信託財産である振替株式等は信託口又は質権信託口に記録しなければならない。 (イ)信託口又は質権信託口の機能 信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替株式等に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替株式等については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。 (ウ)信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>イ 信託口又は質権信託口による記録 (新設)</p> <p>(ア)信託口又は質権信託口の機能 信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替株式等に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替株式等については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。 (イ)信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。 (b)新規記録通知による記録 新規記録通知による信託の記録については、第2節を参照。 (c)振替による記録 振替による信託の記録及び信託の記録の抹消については、第3節を参照。</p>	4. (2)b
5	2	1	7	削除	(削除)	<p>※ 譲渡担保権が信託財産である場合については別紙2-1-1参照。 ※ 振替請求(質権)に信託財産表示分の指定をして質権口へ振替を行うことは可能である。</p>	4. (2)b備考
6	2	1	7	削除	(削除)	<p>※ 統合Web端末の当日信託財産表示・同抹消請求については、請求後直ちに処理されるため、信託財産表示抹消申請抹消及び再度の信託財産表示申請等により訂正・取消を行う。</p>	4. (2)b備考
7	2	1	7	削除	(削除)	<p>※ 機構は、左記により処理不能として取り扱った場合には、申請をした機構加入者に対し、ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、その旨を通知する。</p>	4. (2)b備考
8	2	1	8	変更	<p>c 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録(以下当該事項の記録をした振替株式の数を「凍結残高」という。)をするときは、機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。また、当該記録をしたときは、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル(機構加入者別口座残高表)及び統合Web端末(証券口座残高一覧)にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。</p>	<p>c 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録(以下当該事項の記録をした振替株式の数を「凍結残高」という。)をしたときは、次に掲げる処理を行う。 ① 当該機構加入者の帳表ファイル(機構加入者別口座残高表)、残高確認ファイル及び統合Web端末画面(証券口座残高一覧)には、凍結残高を除いた残高データを表示する。 ② 当該機構加入者に対し、Target 保振サイトにより、凍結残高が発生した日から残高がなくなる日までの間の毎営業日に、凍結残高を含んだ残高として「機構加入者別口座残高表(含処分制限分)」を通知する。</p>	4. (2)c
9	2	1	9	削除	(削除)	<p>(4)区分口座の残高の管理に関する取扱い a 区分管理証券の指定 (中略) b 保留残高の設定 (中略)</p>	4. (4)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
10	2	1	9	変更	<p>(4)プール残高の指定及び解除 (削除) (項目削除) (削除) a 機構によるプール残高の指定 (略) b DVP参加者によるプール残高解放の申請 DVP参加者は、aに掲げる請求のうちプール残高を指定したもの以外の請求について同①の振替対象証券残高に関する条件を充足させるために、次に掲げるところにより、機構に対し、プール残高の解放の申請をすることができる。 (a)申請手段 統合Web端末(画面入力(プール残高解放請求)) (b)取扱時間 (略) (c)申請事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ センタリファレンスNO、送信者リファレンスNO、株式等リファレンスNO(いずれか一つ指定) ④ 一時停止区分 (d)訂正又は取消方法 (略) e 機構における処理 機構は、プール残高解放申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係るプール残高の指定の解除に係る処理を行い、申請をしたDVP参加者に対し、統合Web端末により、その旨を通知する。</p>	<p>(4)区分口座の残高の管理に関する取扱い (中略) c その他 (a)保留残高に係るDVP参加者の特例 (b)プール残高の指定及び解除 ア 機構によるプール残高の指定 イ DVP参加者によるプール残高解放の申請 DVP参加者は、アに掲げる請求のうちプール残高を指定したもの以外の請求について同①の振替対象証券残高に関する条件を充足させるために、次に掲げるところにより、機構に対し、プール残高の解放の申請をすることができる。 (ア)申請手段 統合Web端末(画面入力(プール残高解放請求)又はCSVファイルアップロード(プール残高解放請求)) (イ)取扱時間 (略) (ウ)申請事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 受付通番 ④ 一時停止区分 (エ)訂正又は取消方法 (略) ウ 機構における処理 機構は、プール残高解放申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係るプール残高の指定の解除に係る処理を行い、申請をしたDVP参加者に対し、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、その旨を通知する。</p>	4. (4)
11	2	1	9	変更	<p>(施74条) ※ DVP参加者とは、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者をいう。</p>	<p>(施73条及び74条) ※ DVP参加者とは、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者をいう。 ※ DVP口座とは、ほふりクリアリングの参加者口座をいう。</p>	4. (4)a備考
12	2	2	4	変更	<p>⑪ 外国人保有制限銘柄であるか否か ⑫ 決算期 ⑬ 定時株主総会に係る基準日 ⑭ 剰余金の配当に係る基準日 ⑮ 総株主通知請求に係る株主確定日 ⑯ 株主名簿管理人 ⑰ 特別口座を開設する口座管理機関 ⑱ 新規記録日における新規記録予定株式数</p>	<p>⑪ 外国人保有制限銘柄であるか否か ⑫ 決算期 ⑬ 株主名簿管理人 ⑭ 特別口座を開設する口座管理機関 ⑮ 新規記録日における新規記録予定株式数 ⑯ 株券喪失登録がされている場合には、当該登録の抹消に係る口座の通知の請求がされること がある旨</p>	1. (3)
13	2	2	4	追加	<p>※「総株主通知請求」については第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>	—	1. (3)備考
14	2	2	5	追加	<p>※ 機構加入者が信託の受託者である場合には、新規記録先口座として信託口又は質権信託口を示さなければならない。他の事由により機構加入者が機構に対し、口座通知の取次ぎに係る事項(口座通知データ)を通知する場合も同様。</p>	—	(4)c(c)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
15	2	2	11	変更	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	1. (6)b
16	2	2	22	削除	(削除)	※ 決済照会システムの仕様上は14 桁まで入力可能であるが、振替システムの仕様上10 桁までしか処理できないため、引受株数が100 億株を超える場合は、10 桁以内の株数に分割して手続きを行う。	1. (5)c⑦備考
17	2	2	29	変更	① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額(1株あたり) ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社	① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額(1株あたり) ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 ⑩ 口座通知情報データの受付期間	2. (1)
18	2	2	35	変更	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	2. (4)b
19	2	2	37	変更	※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。	※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う(統合Web端末から当該増加の記録について確認ができるようになるのは、新規記録日の翌営業日からである。)	2. (5)c備考
20	2	2	38	削除	(削除)	※ 非DVPの新規記録については、記録日のリコンサイルに係る残高確認データには増加の記録が反映されない。(払込期日の夜間バッチにより処理される。)	2. (5)c備考
21	2	2	38	変更	d 新規記録処理結果の通知 (a)新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者及び機構加入者に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。 (b)発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。 (c)機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。	d 新規記録処理結果の通知 (a)発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。 (b)機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。	2. (5)d

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
22	2	2	47	変更	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	3.(4)b
23	2	2	56	変更	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	4-1.(4)b
24	2	2	58	変更	※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。	※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う(統合Web端末から当該増加の記録について確認ができるようになるのは、新規記録日の翌営業日からである。)	4-1.(5)c備考
25	2	2	58	削除	(削除)	※ 左記の新規記録については、記録日のリコンサイルに係る残高確認データには増加の記録が反映されない。(決済日の夜間バッチにより処理される。)	4-1.(5)c備考
26	2	2	59	変更	d 新規記録処理結果の通知 (a)新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者及び機構加入者に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。 (b)発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。 (c)機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。	d 新規記録処理結果の通知 (a)発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。 (b)機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。	4-1.(5)d
27	2	2	65	変更	(d)訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、cの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した取消の一部抹消通知データを送信することで取消が可能である。そのうえで、一部抹消通知データを改めて送信することで訂正が可能である。	(d)訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、cの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した訂正又は取消の一部抹消通知データを送信することで訂正又は取消が可能である。 集信日翌営業日後は訂正又は取消をすることはできない。	4-2.(4)(b)d
28	2	2	67	変更	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	4-2.(5)b
29	2	2	70	変更	※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。	※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う(統合Web端末から当該増加の記録について確認ができるようになるのは、新規記録日の翌営業日からである。)	4-2.(7)c備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
30	2	2	70	削除	(削除)	※ 左記の新規記録については、記録日のリコンサイルに係る残高確認データには増加の記録が反映されない。(決済日の夜間バッチにより処理される。)	4-2. (7)c備考
31	2	2	71	変更	d 新規記録処理結果の通知 (a) 新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者及び機構加入者に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。 (b) 発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。 (c) 機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。	d 新規記録処理結果の通知 (a) 発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。 (b) 機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。	4-2. (7)d
32	2	2	80	変更	(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、dの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した取消の一部抹消通知データを送信することで取消が可能である。そのうえで、一部抹消通知データを改めて送信することで訂正が可能である。	(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、dの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した訂正又は取消の一部抹消通知データを送信することで訂正又は取消が可能である。 集信日翌営業日後は訂正又は取消をすることはできない。	5. (9)b(d)
33	2	2	83	変更	(c) 機構加入者による取得請求の取次ぎの請求又は取得請求の取次ぎの委託 機構加入者は、加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から取得請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、取得請求の取次ぎに係る事項(「取得請求権付株式取得・振替請求データ」)を通知しなければならない。 機構加入者が機構に対し取得請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。当該通知は、原則として当該請求又は委託を受けた日に行う。 ア 通知手段 (略) イ 取扱時間 (略) ウ 通知事項 ① 取得請求の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 取得請求する振替株式の銘柄コード ③ 取得請求する振替株式の数 ④ 取得請求の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者の電話番号 (削除) ⑥ 支払区分(銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払又は登録配当受領口座振込の別) ⑦ ⑥で銀行預金口座振込を指定したときは、取得代金の受取りの口座に係る事項 イ 金融機関等コード ロ 店舗コード ハ 預金種別 ニ 口座番号 ホ 口座名義人の氏名又は名称(カナ)	(c) 機構加入者による取得請求の取次ぎの請求又は取得請求の取次ぎの委託 機構加入者は、加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から取得請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、取得請求の取次ぎに係る事項(「取得請求権付株式取得・振替請求データ」)を通知しなければならない。 機構加入者が機構に対し取得請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。当該通知は、原則として当該請求又は委託を受けた日に行う。 ア 通知手段 (略) イ 取扱時間 (略) ウ 通知事項 ① 取得請求の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 取得請求する振替株式の銘柄コード ③ 取得請求する振替株式の数 ④ 取得請求の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者の電話番号 ⑥ 信託財産表示区分(④の加入者が機構加入者である場合) ⑦ 支払区分(銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払又は登録配当受領口座振込の別) ⑧ ⑦で銀行預金口座振込を指定したときは、取得代金の受取りの口座に係る事項 イ 金融機関等コード ロ 店舗コード ハ 預金種別 ニ 口座番号 ホ 口座名義人の氏名又は名称(カナ)	1. (1)a(c)
34	2	2	84	変更	(イ) 統合Web端末 入力日当日に取消をする場合は、株式等リファレンスNOを指定して取消入力を行う。訂正をする場合には、取消後に再入力を行う。	(イ) 統合Web端末 入力日当日に訂正又は取消をする場合には、受付通番を指定して訂正・取消入力を行う。	1. (1)a(c)エ

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所																					
35	2	2	97	変更	<p>※「新株式数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部抹消する日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末で入力した場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 ・全部抹消する日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・全部抹消する日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	<p>※「新株式数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部抹消する日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末で入力した場合は統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 ・全部抹消する日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・全部抹消する日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	4. (1)d(d)																					
36	2	2	105	変更	<p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書の「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。</p>	<p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。</p>	6. (1)備考																					
37	2	3	7	変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>請求方法</th> <th>主な処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先日付振替請求</td> <td>オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> <td>振替日前日までに入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。</td> </tr> <tr> <td>前日振替請求</td> <td>ファイル伝送</td> <td>振替日前日に入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求</td> <td>オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> <td>振替日当日に入力し、リアルタイムでの振替を行うための振替請求。</td> </tr> </tbody> </table>	振替請求の種類	請求方法	主な処理	先日付振替請求	オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	振替日前日までに入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。	前日振替請求	ファイル伝送	振替日前日に入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。	当日振替請求	オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	振替日当日に入力し、リアルタイムでの振替を行うための振替請求。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>請求方法</th> <th>主な処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前日振替請求</td> <td>ファイル伝送、オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力)</td> <td>振替日前日に入力し、翌日の午前9時に振替を行うための振替請求。</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> <td>振替日当日に入力し、リアルタイムで振替を行うための振替請求。</td> </tr> </tbody> </table>	振替請求の種類	請求方法	主な処理	前日振替請求	ファイル伝送、オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力)	振替日前日に入力し、翌日の午前9時に振替を行うための振替請求。	当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	振替日当日に入力し、リアルタイムで振替を行うための振替請求。	第1 1. (2)e(a)表
振替請求の種類	請求方法	主な処理																										
先日付振替請求	オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	振替日前日までに入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。																										
前日振替請求	ファイル伝送	振替日前日に入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。																										
当日振替請求	オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	振替日当日に入力し、リアルタイムでの振替を行うための振替請求。																										
振替請求の種類	請求方法	主な処理																										
前日振替請求	ファイル伝送、オンラインリアル接続、統合Web端末入力(画面入力)	振替日前日に入力し、翌日の午前9時に振替を行うための振替請求。																										
当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	振替日当日に入力し、リアルタイムで振替を行うための振替請求。																										
38	2	3	7	追加	<p>※ 振替日の前営業日までに入力する請求を先日付振替請求というが、ファイル伝送による請求については、振替日の前営業日へのみ入力可能であり、当該請求を前日振替請求という。</p>	—	第1 1. (2)e(a)表備考																					
39	2	3	9	変更	<p>※ 一般振替DVP決済に関連するJDCCと機構加入者の間の振替としては、DVP振替請求のほか、受入予定証券完了請求、証券担保指定振替請求、証券担保指定解除請求、担保指定証券預託(相手先指定・株式等)及び担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)による振替がある。なお、清算対象取引の決済に係る渡方機構加入者であるJDCCから受方機構加入者である受方DVP参加者への振替の申請は、JDCCによる当日振替請求による。(ただしこの場合、受方DVP参加者には、振替済通知ではなく振替完了通知がされる。)</p>	<p>※ 一般振替DVP決済に関連するJDCCと機構加入者の間の振替としては、DVP振替請求のほか、受入予定証券完了請求、担保指定証券振替請求、担保指定証券解除請求、担保指定証券預託(相手先指定・株式等)、担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)及び担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)による振替がある。なお、清算対象取引の決済に係る渡方機構加入者であるJDCCから受方機構加入者である受方DVP参加者への振替の申請は、JDCCによる当日振替請求による。(ただしこの場合、受方DVP参加者には、振替済通知ではなく振替完了通知がされる。)</p>	第1 1. (2)e(a)備考																					
40	2	3	9	変更	(b)各種振替請求の方法 (別紙1(新)参照)	(b)各種振替請求の方法 (別紙1(旧)参照)	第1 1. (2)e(b)表																					
41	2	3	10	変更	<p>※ 先日付振替請求、前日振替請求及び当日振替請求においては、メッセージ欄へ入力された事項については、振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知される。</p>	<p>※ 前日振替請求及び当日振替請求においては、メッセージ欄へ入力された事項については、振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知される。</p>	第1 1. (2)e(b)表備考																					
42	2	3	15	変更	① 先日付振替請求 : 振替日の業務開始時(午前9時)	① 前日振替請求 : 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時)	第1 1. (3)a																					

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																								
43	2	3	16	変更	<p>※ 機構が行う信託の記録は以下の通り。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>① 振替請求において、渡方機構加入者口座が信託口である場合には、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 ② 振替請求において、受方機構加入者口座が信託口である場合には、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。</p>	<p>※ 機構が行う信託の記録は以下の通り。 ① 渡方機構加入者口座が保有口の場合であって、振替請求において信託財産表示区分(信託分からの振替)が指定されているときは、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 ② 受方機構加入者口座が保有口の場合であって、振替請求において信託財産表示区分(信託分への振替)が指定されているときは、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。 ③ 振替請求において、渡方機構加入者口座が信託口である場合には、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 ④ 振替請求において、受方機構加入者口座が信託口である場合には、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。</p>	第1 1. (3)a備考																																																																								
44	2	3	17	変更	b 振替処理結果の通知 (別紙2(新)参照)	b 振替処理結果の通知 (別紙2(旧)参照)	第1 1. (3)b																																																																								
45	2	3	37	変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>請求方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先日付振替請求(質権)</td> <td>統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td> 前日振替請求(質権)</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求(質権)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>先日付振替請求(譲渡担保)</td> <td>統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td> 前日振替請求(譲渡担保)</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求(譲渡担保)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>先日付振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td> 前日振替請求</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>先日付連動振替請求</td> <td>決済照合システムへの入力</td> </tr> <tr> <td>当日連動振替請求</td> <td>決済照合システムへの入力</td> </tr> <tr> <td>先日付証券担保指定振替請求</td> <td>統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td> 前日証券担保指定振替請求</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> <tr> <td>当日証券担保指定振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>先日付証券担保指定解除請求</td> <td>統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td> 前日証券担保指定解除請求</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> <tr> <td>当日証券担保指定解除請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>担保指定証券預託(相手先指定・株式等)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> </tbody> </table>	振替請求の種類	請求方法	先日付振替請求(質権)	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	前日振替請求(質権)	ファイル伝送	当日振替請求(質権)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	先日付振替請求(譲渡担保)	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	前日振替請求(譲渡担保)	ファイル伝送	当日振替請求(譲渡担保)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	先日付振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	前日振替請求	ファイル伝送	当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	先日付連動振替請求	決済照合システムへの入力	当日連動振替請求	決済照合システムへの入力	先日付証券担保指定振替請求	統合Web端末入力(画面入力)	前日証券担保指定振替請求	ファイル伝送	当日証券担保指定振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)	先日付証券担保指定解除請求	統合Web端末入力(画面入力)	前日証券担保指定解除請求	ファイル伝送	当日証券担保指定解除請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)	担保指定証券預託(相手先指定・株式等)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>請求方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前日振替請求(質権)</td> <td>ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求(質権)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>前日振替請求(譲渡担保)</td> <td>ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求(譲渡担保)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>前日振替請求</td> <td>ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>先日付連動振替請求</td> <td>決済照合システムへの入力</td> </tr> <tr> <td>当日連動振替請求</td> <td>決済照合システムへの入力</td> </tr> <tr> <td>前日担保指定証券振替請求</td> <td>ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>当日担保指定証券振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>前日担保指定証券解除請求</td> <td>ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)</td> </tr> <tr> <td>当日担保指定証券解除請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>担保指定証券預託(相手先指定・株式等)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> <tr> <td>担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)</td> </tr> </tbody> </table>	振替請求の種類	請求方法	前日振替請求(質権)	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)	当日振替請求(質権)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	前日振替請求(譲渡担保)	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)	当日振替請求(譲渡担保)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	前日振替請求	ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)	当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	先日付連動振替請求	決済照合システムへの入力	当日連動振替請求	決済照合システムへの入力	前日担保指定証券振替請求	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)	当日担保指定証券振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	前日担保指定証券解除請求	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)	当日担保指定証券解除請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	担保指定証券預託(相手先指定・株式等)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)	第2 1. (3)d(a)表
振替請求の種類	請求方法																																																																														
先日付振替請求(質権)	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
前日振替請求(質権)	ファイル伝送																																																																														
当日振替請求(質権)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
先日付振替請求(譲渡担保)	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
前日振替請求(譲渡担保)	ファイル伝送																																																																														
当日振替請求(譲渡担保)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
先日付振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
前日振替請求	ファイル伝送																																																																														
当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
先日付連動振替請求	決済照合システムへの入力																																																																														
当日連動振替請求	決済照合システムへの入力																																																																														
先日付証券担保指定振替請求	統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
前日証券担保指定振替請求	ファイル伝送																																																																														
当日証券担保指定振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
先日付証券担保指定解除請求	統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
前日証券担保指定解除請求	ファイル伝送																																																																														
当日証券担保指定解除請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
担保指定証券預託(相手先指定・株式等)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
振替請求の種類	請求方法																																																																														
前日振替請求(質権)	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
当日振替請求(質権)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
前日振替請求(譲渡担保)	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
当日振替請求(譲渡担保)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
前日振替請求	ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
先日付連動振替請求	決済照合システムへの入力																																																																														
当日連動振替請求	決済照合システムへの入力																																																																														
前日担保指定証券振替請求	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
当日担保指定証券振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
前日担保指定証券解除請求	ファイル伝送、統合Web端末入力(画面入力)																																																																														
当日担保指定証券解除請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
担保指定証券預託(相手先指定・株式等)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)																																																																														
46	2	3	37	追加	振替日の前営業日までに入力する請求を先日付振替請求というが、ファイル伝送による請求については、振替日の前営業日にものみ入力可能であり、当該請求を前日振替請求という。	—	第2 1. (3)d(a)表備考																																																																								
47	2	3	37	削除	(削除)	※ 決済照合システムから連動する振替請求を利用しない場合には、振替日の前営業日より前の日に振替請求を行うことはできない。	第2 1. (3)d(a)表備考																																																																								

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
48	2	3	37	変更	※ 先日付振替請求、当日振替請求、先日付連動振替請求及び当日連動振替請求は、一般の振替手続で利用されるものと同一のものであるが、これは、当該振替請求により一般の振替と担保に係る振替のどちらも行うことができることを意味している。なお、質権又は譲渡担保権の設定に先日付DVP振替請求又は当日DVP振替請求を利用することは一般的ではないと考えられることから、それらは表中に掲げていないが、担保取引のための振替にそれらを利用することを排除するものではない。	※ 前日振替請求、当日振替請求、先日付連動振替請求及び当日連動振替請求は、一般の振替手続で利用されるものと同一のものであるが、これは、当該振替請求により一般の振替と担保に係る振替のどちらも行うことができることを意味している。なお、質権又は譲渡担保権の設定に先日付DVP振替請求又は当日DVP振替請求を利用することは一般的ではないと考えられることから、それらは表中に掲げていないが、担保取引のための振替にそれらを利用することを排除するものではない。	第2 1. (3)d(a)表 備考
49	2	3	38	変更	(c)各種振替請求の方法 (別紙3(新)参照)	(c)各種振替請求の方法 (別紙3(新)参照)	第2 1. (3). d(c) 表内
50	2	3	39	変更	※ 先日付振替請求、前日振替請求及び当日振替請求においては、メッセージ欄への入力により情報の伝達をすることが可能である。	※ 前日振替請求及び当日振替請求においては、メッセージ欄への入力により情報の伝達をすることが可能である。	第2 1. (3)d(c)表 備考
51	2	3	44	変更	c 振替の一時停止機能の利用不可 先日付振替請求(質権)、当日振替請求(質権)、先日付振替請求(譲渡担保)及び当日振替請求(譲渡担保)については、振替の実行を一時停止する機能を利用することはできない。	c 振替の一時停止機能の利用不可 前日振替請求(質権)、当日振替請求(質権)、前日振替請求(譲渡担保)及び当日振替請求(譲渡担保)については、振替の実行を一時停止する機能を利用することはできない。	第2 1. (3)c
52	2	3	44	変更	① 先日付振替請求(質権) : 振替日の業務開始時(午前9時) ② 当日振替請求(質権) : 振替請求受付後直ちに ③ 先日付振替請求(譲渡担保) : 振替日の業務開始時(午前9時) ④ 当日振替請求(譲渡担保) : 振替請求受付後直ちに ⑤ 先日付振替請求 : 振替日の業務開始時(午前9時) ⑥ 当日振替請求 : 振替請求受付後直ちに ⑦ 先日付連動振替請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) ⑧ 当日連動振替請求 : 振替請求受付後直ちに ⑨ 先日付証券担保指定振替請求 : 振替日の業務開始時(午前9時) ⑩ 当日証券担保指定振替請求 : 振替請求受付後直ちに ⑪ 先日付証券担保指定解除請求 : 振替日の業務開始時(午前9時) ⑫ 当日証券担保指定解除請求 : 請求受付後直ちに ⑬ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等) : 請求受付後直ちに(振替日の前営業日までに入力されたものについては、振替日の午前9時) ⑭ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了) : 請求受付後直ちに	① 前日振替請求(質権) : 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時) ② 当日振替請求(質権) : 振替請求受付後直ちに ③ 前日振替請求(譲渡担保) : 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時) ④ 当日振替請求(譲渡担保) : 振替請求受付後直ちに ⑤ 前日振替請求 : 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時) ⑥ 当日振替請求 : 振替請求受付後直ちに ⑦ 先日付連動振替請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) ⑧ 当日連動振替請求 : 振替請求受付後直ちに ⑨ 前日担保指定証券振替請求 : 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時) ⑩ 当日担保指定証券振替請求 : 振替請求受付後直ちに ⑪ 前日担保指定証券解除請求 : 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時) ⑫ 当日担保指定証券解除請求 : 請求受付後直ちに ⑬ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等) : 請求受付後直ちに(振替日の前営業日までに入力されたものについては、振替日の午前9時) ⑭ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消) : 請求受付後直ちに ⑮ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了) : 請求受付後直ちに	第2 1. (4)a
53	2	3	44	変更	※ 機構が行う信託の記録は以下の通り。 (削除) (削除) ① 振替請求において、渡方機構加入者口座が信託口である場合には、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 ② 振替請求において、受方機構加入者口座が信託口である場合には、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。	※ 機構が行う信託の記録は以下の通り。 ① 渡方機構加入者口座が保有口の場合であって、振替請求において信託財産表示区分(信託分からの振替)が指定されているときは、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 ② 受方機構加入者口座が保有口の場合であって、振替請求において信託財産表示区分(信託分への振替)が指定されているときは、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。 ③ 振替請求において、渡方機構加入者口座が信託口である場合には、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 ④ 振替請求において、受方機構加入者口座が信託口である場合には、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。	第2 1. (4)a備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
54	2	3	45	変更	b 振替処理結果の通知 (別紙4(新)参照)	b 振替処理結果の通知 (別紙4(旧)参照)	第2 1. (4)b表
55	2	3	45	変更	※ 担保関係処理明細については、ファイル伝送及び統合Web端末(画面照会及びCSVファイルダウンロード)により通知する。なお、統合Web端末による照会において、担保関係処理明細(当日分)は、 <u>先日付振替請求(質権又は譲渡担保)</u> に関する振替処理結果を、担保関係処理明細(前日分)は、 <u>当日振替請求(質権又は譲渡担保)</u> 及び前営業日における <u>先日付振替請求(質権又は譲渡担保)</u> に関する振替処理結果を照会することができる。	※ 担保関係処理明細については、ファイル伝送及び統合Web端末(画面照会及びCSVファイルダウンロード)により通知する。なお、統合Web端末による照会において、担保関係処理明細(当日分)は、 <u>前日振替請求(質権又は譲渡担保)</u> に関する振替処理結果を、担保関係処理明細(前日分)は、 <u>当日振替請求(質権又は譲渡担保)</u> 及び前営業日における <u>前日振替請求(質権又は譲渡担保)</u> に関する振替処理結果を照会することができる。	第2 1. (4)b表 備考
56	2	3	48	変更	c 登録株式質権者管理簿への記録 機構は、 <u>先日付振替請求(質権)</u> 又は <u>当日振替請求(質権)</u> において受方登録質区分又は渡方登録質区分が入力されている場合であって、次のいずれかに該当するときは、登録株式質権者管理簿にそれぞれに定める記録を行う。(別紙2-3-1の表を参照。)	c 登録株式質権者管理簿への記録 機構は、 <u>前日振替請求(質権)</u> 又は <u>当日振替請求(質権)</u> において受方登録質区分又は渡方登録質区分が入力されている場合であって、次のいずれかに該当するときは、登録株式質権者管理簿にそれぞれに定める記録を行う。(別紙2-3-1の表を参照。)	第2 1. (4)c
57	2	3	64	変更	d 訂正・取消方法 統合Web端末入力により取次内容の取消を行うことができる。訂正する場合は、 <u>取消後に改めて加入者口座コードの変更の申出を行う。</u>	d 訂正・取消方法 統合Web端末入力により取次内容の <u>訂正・取消</u> を行うことができる。	第2 5. (1)d
58	2	3	70	変更	b 申出省略機構加入者による特別株主管理事務委託状況の機構への報告 (中略) (c)通知する方法 ア 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのアップロード) イ 取扱時間 (ア)ファイル伝送 毎営業日の午前3時から午前9時まで (イ)統合Web端末 毎営業日の午前7時から午前9時まで ウ 主な通知項目 (中略) エ 訂正方法 (ア)ファイル伝送 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある機構加入者、銘柄コード及び作成基準日ごとにファイル伝送にて再送する。 集信日の翌営業日に限り、統合Web端末から訂正が可能。 (イ)統合Web端末 集信日当日及び翌営業日に、統合Web端末入力により訂正を行うことができる。	b 申出省略機構加入者による特別株主管理事務委託状況の機構への報告 (中略) (c)通知する方法 ア 通知方法 ファイル伝送 イ 取扱時間(ファイルの集信時間) 毎営業日の午前3時から午前9時まで ウ 主な通知項目 (中略) エ 訂正方法 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある機構加入者、銘柄コード及び作成基準日ごとにファイル伝送にて再送する。 +G57 集信日の翌営業日に限り、統合Web端末から訂正が可能。	第3 3. (2)b(c)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
59	2	3	71	変更	<p>c 申出省略機構加入者及び委託先機構加入者による担保受入れデータ及び担保差入れデータの機構への通知 (中略) (c)通知する方法 ア 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのアップロード) イ 取扱時間 (ア)ファイル伝送 毎営業日の午前3時から午前9時まで (イ)統合Web端末 毎営業日の午前7時から午前9時まで ウ 主な通知項目 (中略) エ 訂正方法 (ア)ファイル伝送 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある機構加入者、銘柄コード及び作成基準日ごとにファイルを再送する。 集信日の翌営業日に限り、統合Web端末から訂正が可能。 (イ)統合Web端末 集信日当日及び翌営業日に、統合Web端末入力により訂正を行うことができる。</p>	<p>c 申出省略機構加入者及び委託先機構加入者による担保受入れデータ及び担保差入れデータの機構への通知 (中略) (c)通知する方法 ア 通知方法 ファイル伝送 イ 取扱時間(ファイルの集信時間) 毎営業日の午前3時から午前9時まで。 ウ 主な通知項目 (中略) エ 訂正方法 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある機構加入者、銘柄コード及び作成基準日ごとにファイル伝送にて再送する。また、取消の場合には、訂正のある銘柄の数量を“0”としてファイル伝送にて再送する。ファイル自体を取消す場合には、ヘッダーレコードとエンドレコードのみをセットしたファイルを再送する。 集信日の翌営業日に限り、統合Web端末から訂正が可能。</p>	第3 3. (2)c(c)
60	2	3	74	変更	<p>(c)委託先機構加入者への通知 ア 特別株主管理事務委託対象株式数の通知(中略) イ 通知する方法 (ア)通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのダウンロード) (イ)取扱時間 毎営業日の午後3時から午後8時まで</p>	<p>(c)委託先機構加入者への通知 ア 特別株主管理事務委託対象株式数の通知(中略) イ 通知する方法 (ア)通知方法 ファイル伝送 (イ)取扱時間(ファイルの配信時間) 毎営業日の午後3時から午後8時まで</p>	第3 3. (2)d(c)
61	2	3	80	変更	<p>(a) 振替請求の種類と請求方法 振替請求の種類 請求方法 先日付振替請求 一般の振替と同様。 当日振替請求 一般の振替と同様。</p>	<p>(a) 振替請求の種類と請求方法 振替請求の種類 請求方法 前日振替請求 一般の振替と同様。 当日振替請求 一般の振替と同様。</p>	第4 1. (3). b(a)
62	2	3	80	変更	<p>※ 反対株主の上位機関である口座管理機関(振替元)と買取口座を開設する口座管理機関(振替先)との間で調整を行ったうえで「先日付/当日振替請求(譲渡担保)」を利用することも可能である。</p>	<p>※ 反対株主の上位機関である口座管理機関(振替元)と買取口座を開設する口座管理機関(振替先)との間で調整を行ったうえで「前日/当日振替請求(譲渡担保)」を利用することも可能である。</p>	第4 1. (3). b(a) 備考
63	2	4	2	変更	<p>c 機構加入者による買取請求の取次ぎの請求 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等(単元未満株式買取・振替請求)を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力(画面入力、CSVファイル入力)又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p>	<p>c 機構加入者による買取請求の取次ぎの請求 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等(単元未満株式買取・振替請求)を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p>	1(1)c

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
64	2	4	2	変更	<p>c 機構加入者による買取請求の取次ぎの請求 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等(単元未満株式買取・振替請求)を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。 ① 当該機構加入者の機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 当該機構加入者の加入者口座コード ④ 当該機構加入者の電話番号 ⑤ 買取代金の受取りに関する事項 イ 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払い、登録配当金受領口座の別 ロ 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座にかかる次に掲げる事項 (イ)金融機関等コード (ロ)店舗コード (ハ)預金種目 (ニ)口座番号 (ホ)口座名義人名(カタカナ)</p>	<p>c 機構加入者による買取請求の取次ぎの請求 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等(単元未満株式買取・振替請求)を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。 ① 当該機構加入者の機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 信託財産表示分 ④ 当該機構加入者の加入者口座コード ⑤ 当該機構加入者の電話番号 ⑥ 買取代金の受取りに関する事項 イ 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払い、登録配当金受領口座の別 ロ 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座にかかる次に掲げる事項 (イ)金融機関等コード (ロ)店舗コード (ハ)預金種目 (ニ)口座番号 (ホ)口座名義人名(カタカナ)</p>	1.(1)c
65	2	4	3	変更	<p>※ 請求内容の訂正は、ファイル伝送のときはファイル単位の置き換え、端末による入力のときは、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行うことができる。</p>	<p>※ 請求内容の訂正は、ファイル伝送のときはファイル単位の置き換え、端末による入力のときは、受付通番を指定して行うことができる。</p>	1.(1)c備考
66	2	4	3	変更	<p>d 機構加入者による買取請求の取次ぎの請求 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等(単元未満株式買取・振替請求)を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力(画面入力、CSVファイル入力)又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p>	<p>d 機構加入者による請求の取次ぎの委託 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項等(単元未満株式買取・振替請求)を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p>	1.(1)d
67	2	4	5	変更	<p>※ 振替の対象となる残高に対して、担保指定証券、プール残高の設定をしている場合には、振替エラーとなり振替は行われない。</p>	<p>※ 振替の対象となる残高に対して、<u>区分管理証券</u>、担保指定証券、<u>保留残高</u>、プール残高の設定をしている場合には、振替エラーとなり振替は行われない。</p>	1.(2)b備考
68	2	4	9	変更	<p>※ 請求内容の訂正は、ファイル伝送のときはファイル単位の置き換え、端末による入力のときは、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行うことができる。</p>	<p>※ 請求内容の訂正は、ファイル伝送のときはファイル単位の置き換え、端末による入力のときは、<u>受付通番</u>を指定して行うことができる。</p>	2.(1)c備考
69	2	5	2	変更	<p>(4)発行者による機構に対する一部抹消通知 発行者は、一部抹消を行うときは、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等(一部抹消通知データ)を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日までの午前3時から午後8時まで c 主な通知事項 ① 一部抹消銘柄 ② 振替株式の数 ③ 抹消日 ④ 加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。)</p>	<p>(4)発行者による機構に対する一部抹消通知 発行者は、一部抹消を行うときは、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等(一部抹消通知データ)を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日までの午前3時から午後8時まで c 主な通知事項 ① 一部抹消銘柄 ② 振替株式の数 ③ 抹消日 ④ 加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ <u>信託財産表示区分</u> ⑧ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。)</p>	1.(4)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
70	2	5	2	変更	※「一部抹消通知データ」の請求日当日における訂正及び取消は、「一部抹消通知データ」の再送により行うことができる。請求日の翌営業日以降における取消は、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより行うことができる。また、請求日の翌営業日以降における訂正は、取消後に改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)	※「一部抹消通知データ」の訂正及び取消は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には機構が付番した株式等リファレンスNOを指定してファイルを再送することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)	1. (4)備考
71	2	6	4	変更	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・併合日の前営業日に統合Web端末から訂正を行う場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合は、前日請求ファイルの再送による。 ・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・併合日の前営業日に統合Web端末から訂正を行う場合は、統合Web端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合は、前日請求ファイルの再送による。 ・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	1. (5)a備考
72	2	6	4	変更	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。	1. (5)a備考
73	2	6	4	変更	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式併合銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数((4)で計算した数) (削除)	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式併合銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数((4)で計算した数) ④ 内信託財産表示株数	1. (5)b
74	2	7	6	変更	(c)主な通知事項 ① 一部抹消銘柄(吸収合併継続会社銘柄)及び振替株式の数 ② 一部抹消日(吸収合併期日) ③ 一部抹消口座の加入者口座コード ④ 一部抹消事由 ⑤ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑥ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑦ 社内処理用項目	(c)主な通知事項 ① 一部抹消銘柄(吸収合併継続会社銘柄)及び振替株式の数 ② 一部抹消日(吸収合併期日) ③ 一部抹消口座の加入者口座コード ④ 一部抹消事由 ⑤ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑧ 社内処理用項目	第1 1. (5)b
75	2	7	6	追加	※「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえで、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)	—	第1 1. (5)b備考
76	2	7	14	追加	※「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえで、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)	—	第1 2. (5)b備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
77	2	7	15	変更	(c)主な通知事項 ① 一部抹消銘柄(吸収合併継続会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日(吸収合併期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑧ 社内処理用項目	(c)主な通知事項 ① 一部抹消銘柄(吸収合併継続会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日(吸収合併期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 信託財産表示区分 ⑧ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑨ 社内処理用項目	第1 2.(5)b
78	2	7	17	変更	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 吸収合併消滅会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき吸収合併継続会社銘柄である振替株式の数 (削除)	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 吸収合併消滅会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき吸収合併継続会社銘柄である振替株式の数 ④ 内信託財産表示株数	第1 2.(7)b
79	2	7	17	変更	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・吸収合併期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・吸収合併期日及び吸収合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・吸収合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・吸収合併期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・吸収合併期日及び吸収合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・吸収合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	第1 2.(7)a備考
80	2	7	17	変更	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。	第1 2.(7)b備考
81	2	7	33	変更	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 新設合併消滅会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数 (削除)	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 新設合併消滅会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数 ④ 内信託財産表示株数	第2 2.(6)b
82	2	7	33	変更	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・新設合併期日の前営業日に訂正を行うときは、訂正用の書面をTarget 保振サイトから機構へ通知し、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・新設合併期日及び新設合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・新設合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・新設合併期日の前営業日に訂正を行うときは、訂正用の書面をTarget 保振サイトから機構へ通知し、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・新設合併期日及び新設合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・新設合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	第2 2.(6)備考
83	2	7	34	変更	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。	第2 2.(6)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
84	2	7	47	変更	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収分割期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・吸収分割期日及び吸収分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・吸収分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収分割期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・吸収分割期日及び吸収分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・吸収分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	第3 (7)a(d)備考
85	2	7	62	変更	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設分割期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・新設分割期日及び新設分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・新設分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設分割期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・新設分割期日及び新設分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・新設分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	第4 (6)a(d)備考
86	2	7	63	変更	<p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。</p>	<p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。</p>	第4 (6)a(d)備考
87	2	7	77	変更	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式分配効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式分配効力発生日及び株式分配効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・株式分配効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式分配効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式分配効力発生日及び株式分配効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・株式分配効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 	第5 (6)a(d)備考
88	2	7	78	変更	<p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。</p>	<p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。</p>	第5 (6)a(d)備考
89	2	7	89	変更	<p>(c)主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一部抹消銘柄(株式交換完全親会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日(株式交換期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑧ 社内処理用項目 	<p>(c)主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一部抹消銘柄(株式交換完全親会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日(株式交換期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 信託財産表示区分 ⑧ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑨ 社内処理用項目 	第6 1.(5)b
90	2	7	89	追加	<p>※「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえで、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)</p>	—	第6 1.(5)b備考
91	2	7	97	追加	<p>※「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえで、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)</p>	—	第6 2.(5)b備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
92	2	7	98	変更	(c)主な通知事項 ① 一部抹消銘柄(株式交換完全親会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日(株式交換期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑧ 社内処理用項目	(c)主な通知事項 ① 一部抹消銘柄(株式交換完全親会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日(株式交換期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO(訂正又は取消の場合) ⑦ 信託財産表示区分 ⑧ 株主確定日(合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑨ 社内処理用項目	第6 2. (5)b
93	2	7	100	変更	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式交換完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数 (削除)	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式交換完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数 ④ 内信託財産表示株数	第6 2. (7)b
94	2	7	100	変更	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・株式交換期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式交換期日及び株式交換期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して所定の書面を提出する。 ・株式交換期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・株式交換期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式交換期日及び株式交換期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して所定の書面を提出する。 ・株式交換期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	第6 2. (7)a備考
95	2	7	101	変更	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。	第6 2. (7)a備考
96	2	7	114	変更	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・株式移転期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式移転期日及び株式移転期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・株式移転期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正できない。	※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・株式移転期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式移転期日及び株式移転期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・株式移転期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正できない。	第7 2. (6)備考
97	2	7	115	変更	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式移転完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数 (削除)	(c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式移転完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数 ④ 内信託財産表示株数	第7 2. (6)b
98	2	7	116	変更	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム 参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。	※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。	第7 2. (6)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
99	2	8	3	変更	<p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1)オンライン処理終了後の手続 a 機構における事務処理 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日のオンライン処理終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項等(「残高確認データ」)をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替株式の数 ④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替株式の数</p>	<p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1)オンライン処理終了後の手続 a 機構における事務処理 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日のオンライン処理終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項等(「残高確認データ」)をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替株式の数及びその内信託財産表示がされた数 ④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替株式の数</p>	2. (1)a
100	2	8	3	削除	(削除)	<p>※「残高確認データ」には、以下の振替株式に係る事項に係る増減の記録は反映されない。 ① 振替株式の公募による発行等(非DVP)、午後3時30分にする新規記録による増加の記録 ② 新設合併等、午後3時30分にする増加及び減少の記録</p>	2. (1)a備考
101	2	8	5	変更	<p>イ 機構加入者別口座処理明細表(口座残高) (中略) ⑤ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、次の⑥から⑩までに該当しないものの数(普通口座残高) (削除) ⑥ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、単元未満株式買取請求又は取得請求権付株式の取得請求に係る手続中の数(手続中残高) ⑦ 機構加入者の口座に記録された振替新株予約権付社債の数のうち、償還期日が到来した数(償還口座残高) ⑧ 機構加入者の口座に記録された振替新株予約権付社債の数のうち、振替法第222条第3項によって交付された書面に記載されたものの数(手続中残高) (削除) ⑨ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、特別株主の申出が行われた数、信託財産名義の取扱いの申出が行われた数又は反対株主の通知が行われた数(譲渡担保残高合計) ⑩ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、処分の制限に関する事項の記録がされた数(凍結残高及び凍結残高(譲渡担保))</p>	<p>イ 機構加入者別口座処理明細表(口座残高) (中略) ⑤ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、次の⑥から⑩までに該当しないものの数及びこれらの数のうちの信託財産であるものの数(普通口座残高) ⑥ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、区分管理証券指定がされた数(区分管理証券数量) ⑦ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、単元未満株式買取請求又は取得請求権付株式の取得請求に係る手続中の数及びそれらのうちの信託財産であるものの数(手続中残高) ⑧ 機構加入者の口座に記録された振替新株予約権付社債の数のうち、償還期日が到来した数及びそのうちの信託財産であるものの数(償還口座残高) ⑨ 機構加入者の口座に記録された振替新株予約権付社債の数のうち、振替法第222条第3項によって交付された書面に記載されたものの数及びそのうちの信託財産であるものの数(社債権者集会制限残高) ⑩ 機構加入者の口座(質権口又は質権信託口に限る。)に記録された振替株式の数及びそのうちの信託財産であるものの数(質権残高合計) ⑪ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、特別株主の申出が行われた数及びそのうちの信託財産であるものの数、信託財産名義の取扱いの申出が行われた数又は反対株主の通知が行われた数(譲渡担保残高合計) ⑫ 機構加入者がその口座について行った保留残高指定の内容(保留残高(設定株))</p>	2. (2)a(c)イ
102	2	8	6	変更	<p>⑧ 増加又は減少が振替によるものであるときは、相手方の機構加入者の口座(相手方機構加入者コード)、社内処理に係る事項(社内処理用項目)及び相手方の機構加入者への通知事項(メッセージ1欄及びメッセージ2欄)その他の振替通知事項</p>	<p>⑧ 増加又は減少が振替によるものであるときは、相手方の機構加入者の口座(相手方機構加入者コード)、社内処理に係る事項(メッセージ1欄)及び相手方の機構加入者への通知事項(メッセージ2欄)その他の振替通知事項</p>	2. (2)a(c)ウ
103	2	8	6	変更	<p>⑩ センタリファレンスNO、送信者リファレンスNO、株式等リファレンスNO</p>	<p>⑩ 受付番番、センタリファレンスナンバー、送信者リファレンスナンバー</p>	2. (2)a(c)ウ
104	2	8	6	変更	<p>エ 機構加入者別質権処理明細表(質権残高) (中略) ⑥ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された前⑤の株主に係る振替株式の数のうち略式質であるものの数(略式質権残高) ⑦ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された⑤の株主に係る振替株式の数のうち、機構の備える登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者となるべき旨の申出を行った数(登録質権残高)</p>	<p>エ 機構加入者別質権処理明細表(質権残高) (中略) ⑥ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された前⑤の株主に係る振替株式の数のうち略式質であるものの数及びそのうちの信託財産であるものの数(略式質権残高) ⑦ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された⑤の株主に係る振替株式の数のうち、機構の備える登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者となるべき旨の申出を行った数及びそのうちの信託財産であるものの数(登録質権残高)</p>	2. (2)a(c)エ

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
105	2	8	7	変更	カ 機構加入者別譲渡担保処理明細表(譲渡担保残高) (中略) ⑥ 機構加入者の保有口に記録された前⑤の特別株主又は信託財産名義に係る振替株式の数(譲渡担保残高)	カ 機構加入者別譲渡担保処理明細表(譲渡担保残高) (中略) ⑥ 機構加入者の保有口に記録された前⑤の特別株主又は信託財産名義に係る振替株式の数及びそのうちの信託財産であるものの数(譲渡担保残高)	2. (2)a(c)カ
106	2	9	32	変更	(7)口座管理機関に対する「名義書換拒否加入者通知」の通知 a 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのダウンロード) b 取扱時間 (a)ファイル伝送 午前3時から午後8時まで (b)統合Web端末 午前7時から午後8時まで c 通知内容(中略) d 「名義書換拒否加入者通知」の訂正(中略)	(7)口座管理機関に対する「名義書換拒否加入者通知」の通知 a 通知方法 ファイル伝送 b 通知内容(中略) e 「名義書換拒否加入者通知」の訂正(中略)	3. (7)
107	2	11	1	変更	a 制度概要 機構加入者は、機構に対し、機構から開設を受けた区分口座ごとに、機構の備える振替口座簿に記録されている事項(以下「振替口座簿記録事項」という。)を証明した書面の交付又は電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供を請求することができる。 機構加入者は、受領方法として、郵送又はTarget保振サイトを通じた電磁的方法のいずれかを指定する。	a 制度概要 機構加入者は、機構に対し、機構から開設を受けた区分口座ごとに、機構の備える振替口座簿に記録されている事項(以下「振替口座簿記録事項」という。)を証明した書面の交付又は電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供を請求することができる。 機構加入者に対する情報提供は、請求に際して機構加入者が指定した受領方法により行う。	1. (2)a
108	2	11	2	追加	※ 情報提供の方法は、郵送による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付、Target 保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面(PDF)の交付及びTarget保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項(CSV)の情報提供の3種類がある。	—	1. (2)a備考
109	2	11	3	変更	(c)通知内容 (中略) (削除) ⑨ 請求の対象とする銘柄(以下「対象銘柄」という。)(銘柄コード) ⑩ 請求の方式(都度の請求か、定期的に継続した請求かの別) (中略) ⑫ 情報の受領方法(交付方法)(郵送か、Target保振サイトを通じた電磁的方法かの別) (以下略)	(c)通知内容 (中略) ⑨ 証券種別(情報提供の請求の対象が、株式(株式、優先出資証券、投資口、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権、新株予約権、非上場新株予約権、新投資口予約権をいう。)であるか、新株予約権付社債(新株予約権付社債及び非上場新株予約権付社債をいう。)であるかの別) ⑩ 請求の対象とする銘柄(以下「対象銘柄」という。)(銘柄コード) (新設) (中略) ⑫ 情報の受領方法(交付方法) (以下略)	1. (2)b(c)
110	2	11	3	変更	※ 「情報の受領方法(交付方法)」においてTarget保振サイトを通じた電磁的方法を選択した場合に限り、振替口座簿記録事項を証明した書面(PDF)の交付に加えて、電磁的方法による振替口座簿記録事項(CSV)の情報提供を請求することができる。	—	1. (2)b(c)⑥備考
111	2	11	3	変更	※ 「情報提供請求の区分」は、次のいずれかを指定する。なお、「請求の方式」において「定期的に継続した請求」を選択した場合には、以下の①②③のみ指定できる。 (以下略)	※ 「情報提供請求の区分」は、次のいずれかを指定する。 (以下略)	1. (2)b(c)⑦備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
112	2	11	4	追加	※「請求の方式」において「定期的に継続した請求」を選択した場合には、保有する全ての区分口座(区分口座コード)が請求対象となる。	—	1.(2)b(c)⑧備考
113	2	11	4	削除	(削除)	※「証券種別」は、株式又は新株予約権付社債の別を指定せずに、双方の情報提供を受けることができる。	1.(2)b(c)⑨備考
114	2	11	4	追加	※ 都度の請求では、情報提供請求の都度、機構加入者による通知内容に基づき情報提供を行う。 ※ 定期的に継続した請求では、停止の請求があるまで、指定した月の最終営業日に係る都度の情報提供請求が自動的にあったものとみなす。		1.(2)b(c)⑩備考
115	2	11	5	変更	※「請求対象期間」は、振替口座簿の記録日を基準として指定する(株式分割等に係る調整株式数を証明の対象に含める場合については、その増加の記録が行われた日を対象として請求を行う必要がある。) ※ 定期的に継続した請求の場合、最終営業日に係る情報提供請求を行う月及び当該請求を適用する開始日を指定する。	※「請求対象期間」は、振替口座簿の記録日を基準として指定する(株式分割等に係る調整株式数を証明の対象に含める場合については、その増加の記録が行われた日を対象として請求を行う必要がある。)	1.(2)b(c)⑪備考
116	2	11	5	変更	※ 郵送を指定した場合は、振替口座簿記録事項を証明した書面を交付する。Target保振サイトを通じた電磁的方法を指定した場合は、振替口座簿記録事項を証明した書面(PDF)を交付するとともに、「請求の内容」において指定した場合には電磁的方法による振替口座簿記録事項(CSV)の情報提供を行う。 ※「請求の方式」において「定期的に継続した請求」を選択した場合には、Target保振サイトを通じた電磁的方法に限り指定できる。	※「請求の内容」において、振替口座簿記録事項を証明した書面の交付を指定した場合は、Target保振サイトを通じた電磁的方法による交付又は郵送による交付のいずれかを情報の受領方法として選択できる。また、「請求の内容」において、電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供を指定した場合は、Target保振サイトを通じた電磁的方法による情報提供を情報の受領方法とする。	1.(2)b(c)⑫備考
117	2	11	6	変更	(a)交付方法 郵送による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付、又はTarget保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面(PDF)の交付若しくは電磁的方法による振替口座簿記録事項(CSV)の情報提供	(a)交付方法 Target保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付若しくは郵送による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付又はTarget保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供	1.(2)c(a)
118	2	11	6	変更	※ 機構加入者が、請求の方式として都度の請求、情報の受領方法として郵送を指定した場合には、原則として、請求受付日の翌営業日中に発送を行う。ただし、情報提供の請求が集中した場合等には、発送時期が遅れることがある。 ※ 機構加入者が、請求の方式として都度の請求、情報の受領方法としてTarget保振サイトを通じた電磁的方法を指定した場合には、原則として、請求日の翌営業日の午後4時に暗号化のうえ通知する。ただし、情報提供の請求が集中した場合等には、通知時期が遅れることがある。なお、復号するための暗号は、電子証明書の取得時に併せて取得する。 ※ 機構加入者が、請求の方式として定期的に継続した請求を指定した場合には、原則として、月末最終営業日の翌営業日の午後4時にTarget保振サイトを通じた電磁的方法により、暗号化のうえ通知する。ただし、情報提供の請求が集中した場合等には、通知時期が遅れることがある。なお、復号するための暗号は、電子証明書の取得時に併せて取得する。	※ Target保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付又はTarget保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供を受けるときは、当該書面又は情報は、暗号化されて機構加入者あてに、原則として、請求日の翌営業日の午後4時に通知される。なお、復号するための暗号は、電子証明書の取得時に併せて取得する。ただし、情報提供の請求が集中した場合には、通知時期が遅れることがある。 ※ 機構加入者が、振替口座簿記録事項を証明した書面の交付を情報の受領方法として指定した場合には、原則として、請求受付日の翌営業日中に発送を行う。ただし、情報提供の請求が集中した場合には、発送時期が遅れることがある。 (新設)	1.(2)c(a)備考
119	2	11	7	変更	ア「機構加入者別残高表」の内容 (中略) (削除)	ア「機構加入者別残高表」の内容 (中略) ⑦ 機構加入者口座に記録された振替株式の数のうちに信託財産表示がされたものがあるときは、前⑥の対象銘柄ごとの振替株式の数のうち信託財産であるものの数	1.(2)c(b)ア

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
120	2	11	8	変更	<p>エ「機構加入者別口座処理明細表」の内容 (中略) (削除)</p> <p>⑦⑥の数について、機構加入者の指定した請求対象期間中に増加又は減少の記録がされているときは、増加又は減少の別、その数及び記録日並びに当該数のうちに記録日と株式の効力発生日が異なるものがあるときは、効力発生日及び効力発生日ごとの数</p>	<p>エ「機構加入者別口座処理明細表」の内容 (中略)</p> <p>⑦ 機構加入者口座に記録された振替株式の数のうちに信託財産表示がされたものがあるときは、 ⑤の対象銘柄ごとの振替株式の数のうち信託財産であるものの数 ⑧⑥及び⑦の数について、機構加入者の指定した請求対象期間中に増加又は減少の記録がされているときは、増加又は減少の別、その数及び記録日並びに当該数のうちに記録日と株式の効力発生日が異なるものがあるときは、効力発生日及び効力発生日ごとの数</p>	1. (2)c(b)エ
121	2	13	3	変更	<p>b 報告する方法 (a)報告する方法 ファイル伝送又は統合Web端末(GSVファイルのアップロード)</p> <p>(b)取扱時間 アファイル伝送 毎営業日午前3時から午前9時まで イ統合Web端末 毎営業日午前7時から午前9時まで</p> <p>(c)データレコードの項目 (略)</p> <p>(d)訂正・取消方法 アファイル伝送 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある銘柄のみをファイル伝送にて再送する。また、取消の場合には、取消する銘柄の振替株式の数を“0”としてファイル伝送にて再送する。ファイル自体を取消す場合には、ヘッダーレコードとエンドレコードのみをセットしたファイルを再送する。 イ統合Web端末 集信日当日において統合Web端末入力により、訂正・取消を行うことができる。</p>	<p>b 報告する方法 (a)取扱時間(集信時間) 毎営業日午前3時から午前9時まで</p> <p>(b)報告する方法 ファイル伝送による。</p> <p>(c)データレコードの項目 (略)</p> <p>(d)訂正・取消方法 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある銘柄のみをファイル伝送にて再送する。また、取消の場合には、取消する銘柄の振替株式の数を“0”としてファイル伝送にて再送する。ファイル自体を取消す場合には、ヘッダーレコードとエンドレコードのみをセットしたファイルを再送する。</p>	2. (2)b
122	2	14	49	変更	<p>① 配当基準日 ② 銘柄(銘柄コード) ③ 株式数比例配分方式利用株主に係る株主等照会コード ④ 株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除前) 非上場株式の配当金の場合には、株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑤ 配当金支払開始日 ⑥ 口座管理機関による所得税等の源泉徴収の要否(源泉徴収区分) ⑦ 株主確定日 ⑧ 端数処理代金の有無(端数処理代金区分) ⑨ 端数の処理代金支払予定額 ⑩ 大口個人株主に該当するか否か(大口個人株主区分) ⑪ 外国人保有制限銘柄について、名義書換拒否の対象となった振替株式の数に係る配当金を支払う銘柄であるか否か(名義書換拒否株数支払区分)</p>	<p>① 配当基準日 ② 銘柄(銘柄コード) ③ 株式数比例配分方式利用株主に係る株主等照会コード ④ 株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除前) 非上場株式の配当金の場合には、株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑤ 配当金支払開始日 ⑥ 端数処理代金の有無(端数処理代金区分) ⑦ 端数の処理代金支払予定額 ⑧ 大口個人株主に該当するか否か(大口個人株主区分) ⑨ 口座管理機関による所得税等の源泉徴収の要否(源泉徴収区分) ⑩ 外国人保有制限銘柄について、名義書換拒否の対象となった振替株式の数に係る配当金を支払う銘柄であるか否か(名義書換拒否株数支払区分)</p>	3. (3)C
123	2	14	54	変更	<p>① 配当基準日 ② 銘柄(銘柄コード) ③ 口座管理機関配当金受領口座の内容 ・ 金融機関番号 ・ 店番号 ・ 預金種別 ・ 口座番号 ④ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称 ⑤ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ⑥ 口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除前) 非上場株式の配当金の場合には、口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑦ 配当金支払開始日 ⑧ 株主確定日</p>	<p>① 配当基準日 ② 銘柄(銘柄コード) ③ 口座管理機関配当金受領口座の内容 ・ 金融機関番号 ・ 店番号 ・ 預金種別 ・ 口座番号 ④ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称 ⑤ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ⑥ 口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除前) 非上場株式の配当金の場合には、口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑦ 配当金支払開始日</p>	3. (5)a(b)ア

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
124	2	14	56	変更	<p>(b)「配当入金金予定額明細データ」の通知内容</p> <p>① 配当基準日</p> <p>② 銘柄(銘柄コード)</p> <p>③ 加入者口座コード</p> <p>④ 加入者口座コードごとの配当入金金予定額(源泉徴収税額控除前)</p> <p>非上場株式の配当金の場合には、加入者口座コードごとの配当入金金予定額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑤ 配当金支払開始日</p> <p>⑥ 記録先加入者口座コード</p> <p>⑦ 銘柄ごとの口座管理機関の所得税等の源泉徴収の要否(源泉徴収区分)</p> <p>⑧ 株主確定日</p> <p>⑨ 割当計算に際して端数の合計額の割当てを行ったときは、その旨(調整区分)</p> <p>⑩ 端数処理代金の有無(端数処理代金区分)</p> <p>⑪ 端数の処理代入金金予定額</p> <p>⑫ 端数の処理代金に係る割当計算に際して端数の合計額の割当てを行ったときは、その旨(調整区分(端数の処理代金))</p> <p>⑬ 大口個人株主に該当するか否か(大口個人株主区分)</p> <p>⑭ 配当金の支払対象である振替株式の数(配当金支払対象数量)</p> <p>⑮ 銘柄ごとの配当入金金予定総額(源泉徴収税額控除前)(銘柄別配当入金金予定総額)</p> <p>非上場株式の配当金の場合には、配当入金金予定総額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑯ 銘柄ごとの端数の処理代入金金予定総額(銘柄別端数の処理代入金金予定総額)</p>	<p>ア 配当入金金予定額明細データ(1)</p> <p>① 配当基準日</p> <p>② 銘柄(銘柄コード)</p> <p>③ 加入者口座コード</p> <p>④ 加入者口座コードごとの配当入金金予定額(源泉徴収税額控除前)</p> <p>非上場株式の配当金の場合には、加入者口座コードごとの配当入金金予定額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>⑤ 配当金支払開始日</p> <p>⑥ 割当計算に際して端数の合計額の割当てを行ったときは、その旨(調整区分)</p> <p>⑦ 記録先加入者口座コード</p> <p>⑧ 端数処理代金の有無(端数処理代金区分)</p> <p>⑨ 端数の処理代入金金予定額</p> <p>⑩ 端数の処理代金に係る割当計算に際して端数の合計額の割当てを行ったときは、その旨(調整区分(端数の処理代金))</p> <p>⑪ 大口個人株主に該当するか否か(大口個人株主区分)</p> <p>⑫ 配当金の支払対象である振替株式の数(配当金支払対象数量)</p> <p>イ 配当入金金予定額明細データ(2)</p> <p>① 銘柄(銘柄コード)</p> <p>② 配当金支払開始日</p> <p>③ 銘柄ごとの配当入金金予定総額(源泉徴収税額控除前)(銘柄別配当入金金予定総額)</p> <p>非上場株式の配当金の場合には、配当入金金予定総額(源泉徴収税額控除後)</p> <p>④ 銘柄ごとの端数の処理代入金金予定総額(銘柄別端数の処理代入金金予定総額)</p> <p>⑤ 銘柄ごとの口座管理機関の所得税等の源泉徴収の要否(源泉徴収区分)</p>	3.(6)(b)
125	2	16	2	変更	<p>(3)機構による発行者への通知</p> <p>機構は、振替株式についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、当該振替株式を発行する発行者に対し、書面又はTarget保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(3)機構による発行者への通知</p> <p>機構は、振替株式についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、当該振替株式を発行する発行者に対し、書面により、次に掲げる事項を通知する。</p>	(3)

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	3	1	2	変更	(業第175条第1項及び第2項)	(業第175条第1項及び第2項、施第239条第1項)	3.(3)備考
2	3	1	3	削除	(削除)	b 振替による記録 振替による信託の記録及び信託の記録の抹消については、第2章第3節「振替手続」を参照。	3.(3)b
3	3	1	3	削除	(削除)	(業第183条及び第184条)	3.(3)b備考
4	3	1	7	変更	※ 振替新株予約権付社債の数については、金額を円単位で表示するものとする。	※ 振替新株予約権付社債の数については、金額を千円単位で表示するものとする。	4.(1)a備考
5	3	1	7	削除	(削除)	<p>ア 信託財産表示の申請による記録 (ア)受託者による申請 信託の受託者である機構加入者は、次に掲げるところにより、機構に対し、その機構加入者口座(質権口、信託口、質権信託口、顧客口、外国人株式記録口を除く。)に記録された振替新株予約権付社債について、振替新株予約権付社債が信託財産である旨の記録をすることの申請(以下「信託財産表示申請」という。)又は記録を抹消することの申請(以下「信託財産表示抹消申請」という。)をすることができる。</p> <p>i 申請手段 ファイル伝送(前日信託財産表示・同抹消請求)又は統合Web端末(画面入力(前日信託財産表示・同抹消請求及び当日信託財産表示・同抹消請求)又はCSVファイルアップロード(当日信託財産表示請求・同抹消請求))</p> <p>ii 取扱時間 (i)ファイル伝送 午前3時から午後8時まで (ii)統合Web端末 前日信託財産表示・同抹消請求 午前9時から午後8時まで 当日信託財産表示・同抹消請求 午前9時から午後3時30分まで</p> <p>iii 申請事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 数量 ④ 信託財産表示申請又は信託財産表示抹消申請の別</p> <p>iv 訂正又は取消方法 (i)ファイル伝送 集信日当日に訂正又は取消をする場合は、ファイル単位の置き換えとする。 (ii)統合Web端末 前日信託財産表示・同抹消請求については、請求日当日に限り、訂正又は取消の入力ができる。</p> <p>(イ)受益者又は委託者による申請 受益者又は委託者は、機構に対し、書面により、受託者に代位して信託財産表示の申請をすることができる。この場合においては、受益者又は委託者は、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>(ウ)機構における手続 機構は、機構加入者から信託財産表示申請又は信託財産表示抹消申請を受けたときは、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める時に、機構加入者口座に信託財産表示又は信託財産表示の抹消を行い、申請をした機構加入者に対し、ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、その旨を通知する。但し、当該手続時において当該口座に申請に係る振替新株予約権付社債の記録がないときは、処理不能として取り扱い、当該申請はなかったものとする。</p> <p>i 前日信託財産表示・同抹消請求を受けた場合 翌営業日の業務開始時(午前9時) ii 当日信託財産表示・同抹消請求を受けた場合 請求受付後直ちに</p>	4.(2)b(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
6	3	1	8	変更	<p>ア 信託口又は質権信託口による記録 (ア)信託口又は質権信託口の記録 機構加入者が信託の受託者である場合、信託財産である振替株式等は信託口又は質権信託口に記録しなければならない。 (イ)信託口又は質権信託口の機能 信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替株式等に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替株式等については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。 (ウ)信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。</p>	<p>イ 信託口又は質権信託口による記録 (ア)信託口又は質権信託口の機能 信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替新株予約権付社債(質権の目的であるものを除く。)に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替新株予約権付社債に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替新株予約権付社債については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。 (イ)信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。 (ホ)振替による記録 振替による信託の記録及び信託の記録の抹消については、第2章第3節「振替手続」を参照。</p>	(2)bイ
7	3	1	8	変更	<p>ロ 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録(以下当該事項の記録をした振替新株予約権付社債の数を「凍結残高」という。)をするときは、機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。また、当該記録をしたときは、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル(機構加入者別口座残高表)及び統合Web端末(証券口座残高一覧)にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。</p>	<p>ロ 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録(以下当該事項の記録をした振替株式の数を「凍結残高」という。)をしたときは、次に掲げる処理を行う。 ① 当該機構加入者の「帳表ファイル(機構加入者別口座残高表)」、「残高確認ファイル」及び統合Web端末画面(証券口座残高一覧)には、凍結残高を除いた「残高データ」を表示する。 ② 当該機構加入者に対し、Target 保振サイトにより、凍結残高が発生した日から残高がなくなる日までの間の毎営業日に、凍結残高を含んだ残高として「機構加入者別口座残高表(含処分制限分)」を通知する。</p>	4.(2)c
8	3	1	8	削除	(削除)	(業第175条第6項、施第239条第1項)	4.(2)b(a)
9	3	1	8	削除	(削除)	※ 振替請求(質権)に信託財産表示分の指定をして質権口へ振替を行うことは可能。	4.(2)b(a)ア ア
10	3	1	8	削除	(削除)	※ 統合Web端末の当日信託財産表示・同抹消請求については、請求後直ちに処理されるため、信託財産表示抹消申請及び再度の信託財産表示申請等により訂正・取消しを行う。	4.(2)b(a)ア イ
11	3	1	8	削除	(削除)	(業第186条第3項及び第4項)	4.(2)bイ備考
12	3	3	7	変更	<p>※ 引受証券会社(機構加入者)が信託の受託者である場合には、新規記録先口座として信託口又は質権信託口を示さなければならない。</p>	—	第1 2.(2)備考
13	3	3	15	変更	<p>※ 新株予約権付社債数申告の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。 ・ 全部取得日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末の場合、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 ・ 全部取得日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 全部取得日の翌営業日から起算して2営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p>	<p>※ 新株予約権付社債数申告の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。 ・ 全部取得日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末の場合、統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 ・ 全部取得日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、機構の業務管理端末からの残高訂正による。 ・ 全部取得日の翌営業日から起算して2営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p>	第2 2.(6)d(a)備考
14	3	3	18	変更	<p>ロ 機構加入者による機構への通知 機構加入者は、先日付買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。</p>	<p>ロ 機構加入者による機構への通知 機構加入者は、前日買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。</p>	第2 2(8)C

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
15	3	5	3	変更	<p>(1)元利払期日に係る日程の通知 機構は、機構関与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日までの間に、「元利払日程通知」を通知する。 a 通知手段 <u>ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)</u> b 取扱時間 (a)ファイル伝送 元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時 (b)統合Web端末 元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前7時から午後8時 c 主な通知事項 ① 元利払期日 ② 銘柄コード ③ 残存総額 ④ 加入者別担保受入れデータ集信期間 ⑤ 元利払対象残高データ配信期間 ⑥ 課税情報申告データ集信日 ⑦ 元利金請求データ配信日 ⑧ 振替停止日</p>	<p>(1)元利払期日に係る日程の通知 機構は、機構関与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日までの午前3時から午後8時までの間に、<u>ファイル伝送により以下の事項「元利払日程通知」</u>を通知する。 ① 元利払期日 ② 銘柄コード ③ 残存総額 ④ 加入者別担保受入れデータ集信期間 ⑤ 元利払対象残高データ配信期間 ⑥ 課税情報申告データ集信日 ⑦ 元利金請求データ配信日 ⑧ 振替停止日</p>	2. (1)
16	3	5	3	削除	(削除)	※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。	2. (1)備考
17	3	5	3	変更	※ 差押の対象となる金額は、「元利払日程通知ファイル」、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」、「元利金請求データ」には、含まれない。	※ 差押の対象となる金額は、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」、「元利金請求データ」には、含まれないが、「元利払日程通知ファイル」における残存総額には、含まれることに留意する。	2. (1)備考
18	3	5	4	変更	<p>(2)担保受入機構加入者による担保受入に係る申告 担保受入機構加入者(新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、機構が定める者をいう。以下同じ。)は、機構に対し、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後4時から午後8時までの間に、(1)で通知された振替新株予約権付社債のうち、担保差入機構加入者(担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。)から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、<u>ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイル入力)により以下の事項「加入者別担保受入データ」</u>を通知する。</p>	<p>(2)担保受入機構加入者による担保受入に係る申告 担保受入機構加入者(新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、機構が定める者をいう。以下同じ。)は、機構に対し、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後4時から午後8時までの間に、(1)で通知された振替新株予約権付社債のうち、担保差入機構加入者(担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。)から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、<u>ファイル伝送により以下の事項「加入者別担保受入データ」</u>を通知する。</p>	2. (2)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
19	3	5	4	変更	<p>(3)機構による元利払対象残高の通知 機構は、(1)で通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日に元利払の対象となる振替新株予約権付社債の金額について、「元利払対象残高データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 <u>ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)</u> b 取扱時間 (a)ファイル伝送 元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前3時から午後8時 (b)統合Web端末 元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前7時から午後8時 c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者又はその資金決済会社が元利金の支払いを受ける対象となる振替新株予約権付社債の金額(以下「元利払対象残高」という。) ④ 機構加入者の口座に記録されている振替新株予約権付社債の金額</p>	<p>(3)機構による元利払対象残高の通知 機構は、(1)で通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に元利払の対象となる振替新株予約権付社債の金額について、<u>ファイル伝送により以下の事項「元利払対象残高データ」を通知する。</u></p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者又はその資金決済会社が元利金の支払いを受ける対象となる振替新株予約権付社債の金額(以下「元利払対象残高」という。) ④ 機構加入者の口座に記録されている振替新株予約権付社債の金額</p>	2. (3)
20	3	5	4	削除	(削除)	※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。	2. (3)備考
21	3	5	5	変更	<p>(4)機構加入者による課税情報の通知 機構加入者は、元利払期日の前営業日に、機構から通知を受けた元利払対象残高について、以下の事項「課税情報申告データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 <u>ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイル入力)</u> b 取扱時間 (a)ファイル伝送 元利払期日の前営業日の日の午前3時から午前11時 (b)統合Web端末 元利払期日の前営業日の日の午前7時から午前11時 c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 利子課税区分(以下「税区分」という。) ④ 新株予約権付社債の金額 ⑤ 国税額(租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。以下同じ。) ⑥ 国税額を控除した後の利金請求額(以下「国税引後利金請求額」という。)</p>	<p>(4)機構加入者による課税情報の通知 機構加入者は、元利払期日の前営業日の午前3時から午前11時までの間に、機構から通知を受けた元利払対象残高について、<u>ファイル伝送により以下の事項「課税情報申告データ」を通知する。</u></p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 利子課税区分(以下「税区分」という。) ④ 新株予約権付社債の金額 ⑤ 国税額(租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。以下同じ。) ⑥ 国税額を控除した後の利金請求額(以下「国税引後利金請求額」という。)</p>	2. (4)
22	3	5	6	変更	<p>(5)機構による元利金請求額の通知 機構は、(4)の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額(以下「元利金請求額」という。)を確定し、<u>機構加入者及びその資金決済会社及び支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に、ファイル伝送及び統合Web端末(CSVファイルダウンロード)により以下の事項「元利金請求データ」を通知する。</u></p>	<p>(5)機構による元利金請求額の通知 機構は、(4)の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額(以下「元利金請求額」という。)を確定し、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に、<u>機構加入者及びその資金決済会社及び支払代理人及びその資金決済会社に対し、ファイル伝送により以下の事項「元利金請求データ」を通知する。</u></p>	2. (5)
23	3	5	6	削除	(削除)	※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。	2. (5)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
24	3	5	6	変更	(6)元利金の支払方法の変更 支払代理人は、機構から通知される「元金請求データ」のうち、特定の銘柄について個別承認方式(支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。)に変更する必要がある場合には、元金払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に統合Web端末により、「元金請求内容承認可否通知」にて銘柄コードを通知する。	(6)元利金の支払方法の変更 支払代理人は、機構から通知される「元金請求データ」のうち、特定の銘柄について個別承認方式(支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。)に変更する必要がある場合には、機構に対し、連絡を行ったうえで、元金払期日の前営業日の午後2時までにTarget保振サイトにより以下の事項「元金請求内容承認可否通知」を通知する。 ① 元金払期日 ② 支払代理人コード ③ 支払代理人の名称 ④ 個別承認に変更する銘柄 ⑤ 個別承認に変更する銘柄コード	2. (6)
25	3	5	6	削除	(削除)	※ 左記の通知については、任意の書式を使用して行うものとする。	2. (6)備考
26	3	5	7	変更	※ 機構は、支払代理人から「元金請求内容承認可否通知」を受けた場合には、通知を受けた銘柄について、個別承認方式に変更するオペレーションを行う。	※ 機構は、支払代理人から「元金請求内容承認可否通知」を受けた場合には、通知を受けた銘柄について、午後3時までに個別承認方式に変更するオペレーションを行う。	2. (6)備考
27	3	5	7	変更	(7)元利金の支払方法を変更した旨の通知 機構は、元利金の支払方法を個別承認方式に変更する旨の通知を受けた場合には、元金払期日の前営業日に機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、「元金請求内容確定通知」を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード) b 取扱時間 元金払期日の前営業日の日の午後4時から午後8時 c 主な通知事項 ① 元金払期日 ② 個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄コード	(7)元利金の支払方法を変更した旨の通知 機構は、元利金の支払方法を個別承認方式に変更する旨の通知を受けた場合には、元金払期日の前営業日の午後4時から午後5時までの間に機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、ファイル伝送により以下の事項「元金請求内容確定通知」を通知する。 ① 元金払期日 ② 個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄 ③ 個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄コード	2. (7)
28	3	5	7	削除	(削除)	※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。	2. (7)備考
29	3	5	7	変更	(8)元金請求額の計算 機構は、(6)の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元金請求額を再度算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元金払期日の前営業日の午後5時から午後8時までの間にファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルダウンロード)により(5)の事項を通知する。	(8)元金請求額の計算 機構は、(6)の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元金請求額を再度算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元金払期日の前営業日の午後5時から午後8時までの間にファイル伝送により(5)の事項を通知する。	2. (8)
30	3	5	7	削除	(削除)	※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。	2. (8)備考
31	3	6	3	変更	c 機構加入者による取次ぎの請求又はプットオプション行使請求の取次ぎの委託 (a)取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託 機構加入者は、その加入者からプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関からプットオプション行使請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により、次の事項「プットオプション行使請求」を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し、プットオプション行使請求を行う場合も同様とする。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ プットオプションを行使する新株予約権付社債の金額	c 機構加入者による取次ぎの請求又はプットオプション行使請求の取次ぎの委託 (a)取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託 機構加入者は、その加入者からプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関からプットオプション行使請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により、次の事項「プットオプション行使請求」を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し、プットオプション行使請求を行う場合も同様とする。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ プットオプションを行使する新株予約権付社債の金額 ④ 信託財産表示分	2. (3)c(a)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所																					
32	3	6	3	変更	※ 機構加入者は、機構にプットオプション行使を通知した日の午後3時30分までの間、統合Web端末への入力の場合は当該取次ぎの取消しを行うことが可能であり(訂正は取消後に再入力を行う)、ファイル伝送の場合は当該取次ぎの取消し又は訂正を行うことが可能である(機構は、午後3時30分以降の取消しは、受け付けない。)	※ 機構加入者は、機構にプットオプション行使を通知した日の午後3時30分までの間、当該取次ぎの取消し又は訂正を行うことが可能である(機構は、午後3時30分以降の取消しは、受け付けない。)	2. (3)c(a)備考																					
33	3	7	1	変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>買入消却の種類</th> <th>請求方法</th> <th>主な処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先日付買入消却</td> <td>統合Web端末入力</td> <td>消却日前日までに入力し、消却日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> <tr> <td>前日買入消却</td> <td>ファイル伝送</td> <td>消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> <tr> <td>当日買入消却</td> <td>統合Web端末入力</td> <td>消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> </tbody> </table>	買入消却の種類	請求方法	主な処理	先日付買入消却	統合Web端末入力	消却日前日までに入力し、消却日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。	前日買入消却	ファイル伝送	消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。	当日買入消却	統合Web端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>買入消却の種類</th> <th>請求方法</th> <th>主な処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前日買入消却</td> <td>ファイル伝送、統合Web端末入力</td> <td>消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> <tr> <td>当日買入消却</td> <td>統合Web端末入力</td> <td>消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> </tbody> </table>	買入消却の種類	請求方法	主な処理	前日買入消却	ファイル伝送、統合Web端末入力	消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。	当日買入消却	統合Web端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。	1. 買入消却の種類と請求方法
買入消却の種類	請求方法	主な処理																										
先日付買入消却	統合Web端末入力	消却日前日までに入力し、消却日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。																										
前日買入消却	ファイル伝送	消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。																										
当日買入消却	統合Web端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。																										
買入消却の種類	請求方法	主な処理																										
前日買入消却	ファイル伝送、統合Web端末入力	消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。																										
当日買入消却	統合Web端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。																										
34	3	7	1	追加	※ファイル伝送は前日買入消却請求のみ可能。	—	1. 備考																					
35	3	7	1	変更	2. 先日付買入消却の場合の手続	2. 前日買入消却の場合の手続	2. 前日買入消却の場合の手続																					
36	3	7	2	変更	(5)直接口座管理機関による買入消却の通知 直接口座管理機関は、発行者から買入消却の申請を受けたとき又は直近下位機関から買入消却の通知を受けたときは、買入消却日の前営業日までの午前9時から午後8時までの間の統合Web端末への入力又は買入消却日の前営業日の午前3時から午後8時までのファイル伝送により機構に対し、次の事項を通知する。 ① 機構加入者コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 買入消却する振替新株予約権付社債の金額	(5)直接口座管理機関による買入消却の通知 直接口座管理機関は、発行者から買入消却の申請を受けたとき又は直近下位機関から買入消却の通知を受けたときは、買入消却日の前営業日の午前9時から午後8時までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後8時までのファイル伝送により機構に対し、次の事項を通知する。 ① 機構加入者コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 買入消却する振替新株予約権付社債の金額	2. (5)																					
37	3	7	2	変更	※ 直接口座管理機関は、先日付買入消却の場合に限り入力取消し又は訂正を行うことが可能である(統合Web端末の場合には、午前9時から午後8時まで入力取消しを行うことが可能である(訂正は取消後に再入力を行う)、ファイル伝送の場合には、午前3時から午後8時までの間、入力取消し又は訂正を行うことが可能である。)	※ 直接口座管理機関は、前日買入消却の場合に限り入力取消し又は訂正を行うことが可能である(統合Web端末の場合には、午前9時から午後8時まで、ファイル伝送の場合には、午前3時から午後8時までの間、入力取消し又は訂正を行うことが可能である。)	2. (5)備考																					

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
38	3	9	2	変更	<p>(4)機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託</p> <p>機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力(画面入力、CSVファイル入力)又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額</p> <p>④ 加入者口座コード</p> <p>⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑥ 単元未満株式の同時買取請求の有無</p> <p>⑦ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項</p> <p>(a) 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別</p> <p>(b) 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p>ア 金融機関コード</p> <p>イ 店舗コード</p> <p>ウ 預金種目</p> <p>エ 口座番号</p> <p>オ 口座名義人(カナ)</p>	<p>(4)機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託</p> <p>機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額</p> <p>④ 信託財産表示分</p> <p>⑤ 加入者口座コード</p> <p>⑥ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑦ 単元未満株式の同時買取請求の有無</p> <p>⑧ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項</p> <p>(a) 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別</p> <p>(b) 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p>ア 金融機関コード</p> <p>イ 店舗コード</p> <p>ウ 預金種目</p> <p>エ 口座番号</p> <p>オ 口座名義人(カナ)</p>	1. (4)
39	3	9	3	変更	<p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web端末への入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行う。</p>	<p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web端末への入力の場合は、受付通番を指定して行う。</p>	1. (4)a備考
40	3	9	4	変更	<p>(5)機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に行使請求受付場所に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 株式等リファレンスNO</p> <p>③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額</p> <p>④ 株主等照会コード</p> <p>⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑥ 単元未満株式の同時買取請求の有無</p> <p>⑦ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項</p> <p>a 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別</p> <p>b 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p>(a) 金融機関コード</p> <p>(b) 店舗コード</p> <p>(c) 預金種目</p> <p>(d) 口座番号</p> <p>(e) 口座名義人(カナ)</p> <p>⑧ 加入者の個人、法人、共有の別</p> <p>⑨ 加入者が法人の場合は、代表者</p> <p>⑩ 加入者の居住者、非居住者の別</p> <p>⑪ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所等</p>	<p>(5)機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に行使請求受付場所に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 株式等リファレンスNO</p> <p>③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額</p> <p>④ 信託財産表示分</p> <p>⑤ 株主等照会コード</p> <p>⑥ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑦ 単元未満株式の同時買取請求の有無</p> <p>⑧ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項</p> <p>a 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別</p> <p>b 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p>(a) 金融機関コード</p> <p>(b) 店舗コード</p> <p>(c) 預金種目</p> <p>(d) 口座番号</p> <p>(e) 口座名義人(カナ)</p> <p>⑨ 加入者の個人、法人、共有の別</p> <p>⑩ 加入者が法人の場合は、代表者</p> <p>⑪ 加入者の居住者、非居住者の別</p> <p>⑫ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所等</p>	1. (5)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
41	3	9	5	変更	b 直接口座管理機関、支払代理人及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 (a)抹消日当日における通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の午後3時30分以降に、直接口座管理機関及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により、「抹消済通知」を通知する。 (b)抹消日翌営業日における通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル(処理明細)」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。	b 直接口座管理機関、支払代理人及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル(処理明細)」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。	1. (6)b
42	3	10	6	変更	※「新株予約権付社債数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・合併等効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末の場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 ・合併等効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・合併等効力発生日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	※「新株予約権付社債数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・合併等効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末の場合は統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 ・合併等効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、機構の業務管理端末からの残高訂正による。 ・合併等効力発生日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。	4. (4)備考
43	3	10	10	変更	(3)機構加入者による機構への通知 機構加入者は、先日付買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。	(3)機構加入者による機構への通知 機構加入者は、前日買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。	5. (3)
44	3	11	1	変更	2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1)当日振替時限終了後の手続 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数 ④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数	2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1)当日振替時限終了後の手続 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数及びその内信託財産表示がされた数 ④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数及びその内信託財産表示がされた数	2. (1)
45	3	11	1	削除	(削除)	※「残高確認データ」には、以下の振替新株予約権付社債に係る増減の記録は、当日振替時限終了後にバッチ処理を行う関係上反映されない。 ① 新株予約権の行使による振替新株予約権付社債の減少の記録 ② 前日買入消却による一部抹消申請に伴う振替新株予約権付社債の減少の記録 ③ 個別移行申請に伴う特例新株予約権付社債の増加の記録 ④ 新設合併等に伴う承継等により新たに交付される振替新株予約権付社債の増加の記録及び消滅会社等の振替新株予約権付社債の減少の記録	2. (1)備考
46	3	12	4	削除	(削除)	※ 総新株予約権付社債権者通知は、株主名簿管理人を通じて発行者に通知するが、直接、発行者が通知を受けなくてはならないやむを得ない事情がある場合には、CDR等の外部記憶媒体により発行者に通知し、株主名簿管理人に対しては通知しないものとする。なお、この場合において、発行者と機構との間で特定個人情報を電磁的に提供する仕組みがないことから、発行者は機構に対して共通番号情報の請求を行うことはできない(この場合には、株主名簿管理人が機構に対して共通番号情報の請求を行うこともできない。) ※ 発行者から機構に対する共通番号情報の請求については、第1章第8節「発行者に対する共通番号情報の通知」を参照。	2. 備考
47	3	12	14	削除	(削除)	※ CD-R等の外部記憶媒体により通知する場合には、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に郵送(簡易書留)で発送する。	2. (5)a備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
48	3	12	15	削除	(削除)	「※ 総新株予約権付社債権者通知を直接、発行者に通知する場合には、株主等照会コードに代えて、通知番号を設定する。」	2. (5)b(a) 備考
49	3	12	15	削除	(削除)	「※ 総新株予約権付社債権者通知を直接、発行者に通知する場合には、株主等照会コードに代えて、通知番号を設定する。」	2. (5)b(b) 備考
50	3	12	16	変更	「※ ⑩について、機構は、通知新株予約権付社債権者の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。」	「※ ⑩について、機構は、通知新株予約権付社債権者の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する(総新株予約権付社債権者通知を直接、発行者に通知する場合を除く。)」	2. (5)b(b)ア 備考
51	3	12	20	削除	(削除)	※ CD-R等の外部記憶媒体により通知する場合には、総新株予約権付社債権者通知を行う準備が整った日の翌営業日に郵送(簡易書留)で発送することにより通知を行う。	2. (6)e備考
52	3	16	5	削除	(削除)	※ 発行者への通知については、ファイル伝送のほか、書面又はCD-R等の外部記録媒体による方法も認める。	3. (4)備考
53	3	17	9	変更	(6)振替口座簿への記録内容の確認 ①移行日当日における記録内容の確認 機構は、移行日の午後3時30分以降に、機構加入者及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により「新規記録済通知」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数の通知を行い、機構加入者、支払代理人及び株主名簿管理人は当該通知により移行内容の確認を行う。 ② 機構加入者における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対し、ファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により「帳表ファイル(機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表)」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。 ③ 支払代理人及び株主名簿管理人における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、支払代理人及び株主名簿管理人に対し、「口座処理結果ファイル」により、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の金額等の通知を行い、支払代理人及び株主名簿管理人はそれぞれ、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。	(6)振替口座簿への記録内容の確認 ① 機構加入者における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対し、ファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により「帳表ファイル(機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表)」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。 ② 支払代理人及び株主名簿管理人における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、支払代理人及び株主名簿管理人に対し、「口座処理結果ファイル」により、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の金額等の通知を行い、支払代理人及び株主名簿管理人はそれぞれ、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。	5. (6)
54	3	21	1	変更	※ 差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。	※ 差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座から、機構管理口(口座凍結に使用する機構の自己口)へ振替を行う。	1. (1)a(a) 備考
55	3	21	1	変更	(c)機構加入者への残高の通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル(機構加入者別口座残高表)及び統合Web端末(証券口座残高一覧)にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。	(c)機構加入者への残高の通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、口座凍結処理日の翌営業日から口座凍結解除日までの間の毎営業日において、口座凍結の対象となった残高の情報をTarget 保振サイトにより通知する。	1. (1)a(c)
56	3	21	3	変更	(c)機構加入者への残高の通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル(機構加入者別口座残高表)及び統合Web端末(証券口座残高一覧)にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。	(c)機構加入者への残高の通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、口座凍結処理日の翌営業日から口座凍結解除日までの間の毎営業日において、口座凍結の対象となった残高の情報をTarget 保振サイトにより通知する。	1. (2)c(c)
57	3	21	4	変更	※ 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている凍結残高から、当該銘柄が差押命令等に係る通知の送達を受けた際に記録又は記載されていた口座へ振替を行う。	※ 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている機構管理口から、当該銘柄が差押命令等に係る通知の送達を受けた際に記録又は記載されていた口座へ振替を行う。	2. (1)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
58	3	21	7	変更	<p>a 取扱いの前提 差押え等の対象となった残高については、元利払処理の対象外となり、「元利払日程通知ファイル」、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」及び「元利金請求データ」における対象金額に含まれない。 (中略)</p>	<p>a 取扱いの前提 差押え等の対象となった残高については、元利払処理の対象外となり、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」及び「元利金請求データ」における対象金額に含まれない。 (中略)</p>	4. (1)a

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	4	1	5	削除	(削除)	(4)区分口座の残高管理に関する取扱い 口座の残高管理に関する取扱いについては、振替株式第2章第1節「振替口座簿とその記載事項等」に準じる。	4. (4)
2	4	2	2	削除	(削除)	※ 非上場新株予約権のうち株主割当てにより発行されるものは機構の取扱対象外とする。	第1 1. 備考
3	4	2	6	変更	※「新株予約権数申告」の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。 ・新株予約権の割当基準日(株主確定日)に訂正を行うときは、統合Web端末の場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 ・新株予約権の効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。	※「新株予約権数申告」の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。 ・新株予約権の割当基準日(株主確定日)に訂正を行うときは、統合Web端末の場合は、統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 ・新株予約権の効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、機構に電話等で連絡を行う。	第1 5. (4)a(a)
4	4	2	15	変更	(3)機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求 機構加入者は、加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けた場合には、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次に係る事項(口座通知データ)を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。 a 通知手段 _____ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 ア ファイル伝送 払込期日の前営業日から起算して3営業日までの日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 払込期日の前営業日から起算して3営業日までの日の午前9時から午後8時まで c 通知事項 ① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 新規記録区分(2. 募集株式(株主有償割当増資、第三者割当増資)を設定) ③ 新規記録すべき新株予約権の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者が信託の受託者であるときは、その旨 ⑥ ④の口座に新規記録すべき新株予約権の数	(3)機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求 機構加入者は、加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けた場合には、払込期日の前営業日から起算して3営業日までの午前3時から午後8時までの間に次の事項「口座通知データ」をファイル伝送により機構に対して通知する。機構加入者が機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。 ① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 新規記録区分(2. 募集株式(株主有償割当増資、第三者割当増資)を設定) ③ 新規記録すべき新株予約権の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者が信託の受託者であるときは、その旨 ⑥ ④の口座に新規記録すべき新株予約権の数	第3 7. (3)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
5	4	5	2	変更	<p>(3)機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託 a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力(画面入力、CSVファイル入力)又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 加入者口座コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 払込日 ⑦ 払込金額 ⑧ 端数金銭の受取りに関する事項 (a)銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別 (b)銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 ア 金融機関コード イ 店舗コード ウ 預金種目 エ 口座番号 オ 口座名義人(カナ)</p>	<p>(3)機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託 a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 信託財産表示分 ⑤ 加入者口座コード ⑥ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑦ 払込日 ⑧ 払込金額 ⑨ 端数金銭の受取りに関する事項 (a)銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別 (b)銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 ア 金融機関コード イ 店舗コード ウ 預金種目 エ 口座番号 オ 口座名義人(カナ)</p>	1. (3)a
6	4	5	2	変更	<p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web端末への入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行う。</p>	<p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web端末への入力の場合は、受付通番を指定して行う。</p>	1. (3)a備考
7	4	5	3	変更	<p>(4)機構による請求の取次ぎ 機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に、行使請求受付場所に対して次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 銘柄コード ② 株式等リファレンスNO ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 株主等照会コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 端数金銭の受取りに関する事項 a 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別 b 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 (a)金融機関コード (b)店舗コード (c)預金種目 (d)口座番号 (e)口座名義人(カナ) ⑦ 払込金額 ⑧ 加入者の個人、法人、共有の別 ⑨ 加入者が法人の場合は、代表者 ⑩ 加入者の居住者、非居住者の別 ⑪ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所等</p>	<p>(4)機構による請求の取次ぎ 機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に、行使請求受付場所に対して次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 銘柄コード ② 株式等リファレンスNO ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 信託財産表示分 ⑤ 株主等照会コード ⑥ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑦ 端数金銭の受取りに関する事項 a 銀行預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座の別 b 銀行預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 (a)金融機関コード (b)店舗コード (c)預金種目 (d)口座番号 (e)口座名義人(カナ) ⑧ 払込金額 ⑨ 加入者の個人、法人、共有の別 ⑩ 加入者が法人の場合は、代表者 ⑪ 加入者の居住者、非居住者の別 ⑫ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所等</p>	1. (4)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
8	4	5	4	変更	<p>b 直接口座管理機関及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知</p> <p>(a)抹消日当日における通知 機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の午後3時30分以降に、直接口座管理機関及び株主名簿管理人に対し、統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「抹消済通知」を通知する。</p> <p>(b)抹消日翌営業日における通知 機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル(処理明細)」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p>	<p>b 直接口座管理機関及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル(処理明細)」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p>	1. (5)b
9	4	6	1	変更	<p>1. 新株予約権の行使期間満了日における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権の行使期間満了日の振替処理終了時(午後3時30分)に、当該振替新株予約権についての振替口座簿の記録を抹消する。</p>	<p>1. 新株予約権の行使期間満了日における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権の行使期間満了日の夜間バッチ処理によって、当該日の振替処理終了時(午後3時30分)における当該振替新株予約権についての振替口座簿の記録を抹消する。</p>	1
10	4	6	1	変更	<p>※ 当該作業については、行使期間満了日の午後3時30分以降に日中バッチ処理を行い、口座管理機関及び株主名簿管理人に「抹消済通知」を通知する。また、行使期間満了日の翌営業日に、口座管理機関には「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p>	<p>※ 当該作業については、行使期間満了日に夜間バッチ処理を行い、口座管理機関には「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p>	1. 備考
11	4	7	1	変更	<p>(2)発行者による機構に対する一部抹消通知 存続会社等(存続会社等の株主名簿管理人)は、新株予約権者に自己の振替新株予約権を交付しようと するときは、一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、ファイル伝送により次の事項「一部抹消通知データ」を通知するものとする。 ① 存続会社等の自己の振替新株予約権の銘柄及び数 ② 存続会社等の自己の振替新株予約権が記録されている口座の加入者口座コード ③ 一部抹消日 ④ 一部抹消事由</p>	<p>(2)発行者による機構に対する一部抹消通知 存続会社等(存続会社等の株主名簿管理人)は、新株予約権者に自己の振替新株予約権を交付しようとするときは、一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、ファイル伝送により次の事項「一部抹消通知データ」を通知するものとする。 ① 存続会社等の自己の振替新株予約権の銘柄及び数 ② 存続会社等の自己の振替新株予約権が記録されている口座の加入者口座コード ③ 一部抹消日 ④ 一部抹消事由 ⑤ 信託財産表示区分</p>	1. (2)
12	4	7	1	追加	<p>※「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)</p>	—	1. (2)備考
13	4	8	1	変更	<p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1)当日振替時限終了後の手続 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権の数量 ④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権の数量</p>	<p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合 (1)当日振替時限終了後の手続 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権の数量及びその内信託財産表示がされた数量 ④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権の数量及びその内信託財産表示がされた数量</p>	2. (1)a

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
14	4	8	1	削除	(削除)	※「残高確認データ」には、以下の振替新株予約権に係る増減の記録は、当日振替時限終了後にバッチ処理を行う関係上反映されない。 ① 新株予約権の行使による振替新株予約権の減少の記録 ② 一部抹消通知による振替新株予約権の減少の記録 ③ 新設合併等に伴う承継等により新たに交付される振替新株予約権の増加の記録及び消滅会社等の振替新株予約権の減少の記録 ④ 新株予約権の行使期間満了に伴う全部抹消	2. (1)a備考
15	4	9	1	削除	(削除)	※ 総新株予約権者通知については、発行者に対し、CD-R等の外部記憶媒体での通知を行うことはできない。	1. 備考

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	5	3	2	変更	a 機構加入者による信託財産の抛 替投資信託受益権の販売会社である機構加入者(以下、この節において「機構加入者」という。)が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日までに、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。	a 機構加入者による信託財産の抛 替投資信託受益権の販売会社である機構加入者(以下、この節において「機構加入者」という。)が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る前日振替請求を行う。	2.(1)a
2	5	3	2	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(1)b
3	5	3	2	削除	(削除)	※ CSVファイル入力による通知も可能。	2.(1)b
4	5	3	4	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(1)f
5	5	3	7	変更	a 機構加入者による信託財産の抛 機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日までに、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。	a 機構加入者による信託財産の抛 機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る前日振替請求を行う。	2.(2)a
6	5	3	7	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(2)b
7	5	3	7	削除	(削除)	※ CSVファイル入力による通知も可能。	2.(2)b
8	5	3	9	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(2)f
9	5	3	12	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(3)f
10	5	3	13	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(4)f
11	5	3	14	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	2.(6)f
12	5	5	1	変更	(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)	(a)通知手段 統合Web端末	1.(1)a

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
13	5	5	3	変更	<p>e 受託会社による機構取扱対象株式等の振替 受託会社は、dの「抹消済通知(抹消口記録)」の内容の確認後、機構に対して、抹消日の前営業日まで、交換を行う機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。</p>	<p>e 受託会社による機構取扱対象株式等の振替 受託会社は、dの「抹消済通知(抹消口記録)」の内容の確認後、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、交換を行う機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等に係る前日振替請求を行う。</p>	1. (1)e
14	5	5	3	変更	<p>(a)通知手段 統合Web端末(画面入力又はCSVファイルのアップロード)</p>	<p>(a)通知手段 統合Web端末</p>	1. (1)f
15	5	6	4	変更	<p>※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合には、以下の取扱いとする。 ・併合日の前営業日に統合Web端末から訂正を行う場合には、<u>入力済の申告を取り消したうえで</u>統合Web端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合には、前日請求ファイルの再送による。 ・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合には、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p>	<p>※ 新投資信託受益権数申告の訂正及び取消を行う場合には、以下の取扱いとする。 ・併合日の前営業日に統合Web端末から訂正を行う場合には、統合Web端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合には、前日請求ファイルの再送による。 ・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合には、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p>	1. (5)a備考
16	5	6	5	変更	<p>※「新投資信託受益権口数申告」のデータ設定については接続仕様書の「株式等振替システム参考資料(新株式数申告の入力について)」参照。</p>	<p>※「新投資信託受益権数申告」のデータ設定については接続仕様書 付25.「新株式数申告の入力についての参考資料」参照。</p>	1. (5)a備考
17	5	6	5	変更	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、併合日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。 (a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 併合日の前営業日の午前9時から午後4時 (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ③ 区分口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数((4)で計算した口数)</p>	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、併合日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。 (a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 併合日の前営業日の午前9時から午後4時 (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ③ 区分口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数((4)で計算した口数) ④ 内信託財産表示口数</p>	1. (5)b
18	5	7	4	変更	<p>※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新投資信託受益権口数申告をした場合は、<u>入力済の申告を取り消したうえで</u>統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新投資信託受益権口数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。</p>	<p>※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新投資信託受益権口数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新投資信託受益権口数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。</p>	1. (6)a

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
19	5	7	4	変更	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口)担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数</p>	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口)担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数 ④ ③の口数のうち、信託財産表示口数</p>	1. (6)b
20	5	8	1	変更	<p>2. 機構加入者における振替口座簿に記録すべき口数についての照合 (1)オンライン業務終了後の手続 a 機構による通知機構は、毎営業日のオンライン業務終了後の午後4時30分から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、次に掲げる事項等を「残高確認データ」にて通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数 ④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数</p>	<p>2. 機構加入者における振替口座簿に記録すべき口数についての照合 (1)オンライン業務終了後の手続 a 機構による通知機構は、毎営業日のオンライン業務終了後の午後4時30分から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、次に掲げる事項等を「残高確認データ」にて通知する。 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数及びその内信託財産表示がされた口数 ④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数</p>	2. (1)a
21	5	8	1	削除	(削除)	※「残高確認データ」には、特例投資信託受益権の個別移行申請に伴う振替投資信託受益権の増加記録の結果は反映されない。	2. (1)a備考
22	5	13	2	変更	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、書面又はTarget保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	第3 1. (1)
23	5	13	4	変更	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、書面又はTarget保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	第4 1. (1)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
24	5	15	4	変更	<p>6. 振替口座簿への記録済通知</p> <p>(1) 移行日当日における処理結果の通知 機構は、移行日の午後3時30分以降に、発行者に対し統合Web端末により、機構加入者及び受益者名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人は移行内容を確認する。</p> <p>(2) 機構加入者への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、4. において振替口座簿へ増加記録をした機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>(3) 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、受益者名簿管理人は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p>	<p>6. 振替口座簿への記録済通知</p> <p>(1) 発行者への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、発行者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>(2) 機構加入者への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、4. において振替口座簿へ増加記録をした機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>(3) 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、受益者名簿管理人は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p>	6.

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	6	2	2	変更	① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 発行者兼受託者 ④ 受益者名簿管理人 ⑤ 振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日 ⑥ 受益証券発行信託の計算期日 ⑦ 受益証券発行信託に係る契約の期間 ⑧ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位 ⑨ 指定転換請求者 ⑩ 上場する金融商品取引所 ⑪ 上場予定日 ⑫ 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否 ⑬ その他機構が定める事項	① 発行者兼受託者 ② 受益者名簿管理人 ③ 振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日 ④ 受益証券発行信託の計算期日 ⑤ 受益証券発行信託に係る契約の期間 ⑥ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位 ⑦ 指定転換請求者 ⑧ 上場する金融商品取引所 ⑨ 上場予定日 ⑩ 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否 ⑪ その他機構が定める事項	1. (3)
2	6	4	5	変更	※ 一部解約に係る指定転換請求者が振替受益権の発行者に行う振替受益権の振替は、 <u>先日付振替請求</u> とする。	※ 一部解約に係る指定転換請求者が振替受益権の発行者に行う振替受益権の振替は、 <u>前日振替請求</u> とする。	3. (2)備考
3	6	5	2	変更	※ 当日抹消請求の場合には、 <u>取消し</u> はできない。	※ 当日抹消請求の場合には、 <u>取消し又は訂正</u> はできない。	1. (1)c備考
4	6	5	2	変更	(2)先日付抹消請求による場合 a 加入者による口座管理機関への申請（略） b 間接口座管理機関による一部抹消の通知（略） c 機構加入者による一部抹消の通知 機構加入者は、加入者から一部抹消の申請を受けたとき又は直近下位機関から一部抹消の通知を受けたときは、 <u>一部抹消日の前営業日までの午前9時から午後8時までの間の統合Web端末への入力により、機構に対し、aの①～③の事項のほか、次の事項を通知する。</u> ① 機構加入者コード ② その他機構が定める事項	(2)前日抹消請求による場合 a 加入者による口座管理機関への申請（略） b 間接口座管理機関による一部抹消の通知（略） c 機構加入者による一部抹消の通知 機構加入者は、加入者から一部抹消の申請を受けたとき又は直近下位機関から一部抹消の通知を受けたときは、 <u>機構に対し、aの①～③の事項のほか、次の事項を通知する。</u> ① 機構加入者コード ② その他機構が定める事項	1. (2)c
5	6	5	3	追加	※ <u>先日付抹消請求は、抹消日の前営業日まで取り消すことができる。</u>	—	1. (2)c備考
6	6	5	3	追加	※ <u>ファイル伝送による入力の場合には、一部抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に行う。</u>	—	1. (2)c備考
7	6	8	4	変更	※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、 <u>入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。</u> ・信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 ・信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は <u>統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。</u> ・信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。	1. (6)a備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
8	6	8	4	変更	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p>	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数 ④ ③の数のうち、信託財産表示数</p>	1. (6)b
9	6	8	10	変更	<p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・信託分割効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 	<p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・信託分割効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 	2. 第1(6)備考
10	6	8	11	変更	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 分割信託銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p>	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 分割信託銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数 ④ ③の数のうち、信託財産表示数</p>	2. 第1(6)b
11	6	8	17	変更	<p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・信託分割効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 	<p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は統合Web端末による訂正を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・信託分割効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 	2. 第2(6)備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
12	6	8	18	変更	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p>	<p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通ずる。</p> <p>(a)通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b)取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c)主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数 ④ ③の数のうち、信託財産表示数</p>	2. 第2(6)b
13	6	17	2	変更	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、<u>書面又はTarget保振サイト</u>により、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、<u>Target保振サイト</u>により、次に掲げる事項を通知する。</p>	第3 1. (1)
14	6	17	4	変更	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、<u>書面又はTarget保振サイト</u>により、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(1)発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、<u>Target保振サイト</u>により、次に掲げる事項を通知する。</p>	第4 1. (1)

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																										
1	別紙1-2-1	変更	<p>通知する事項 <公募> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額(1株あたり) ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 ⑩ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】</p>	<p>通知する事項 <公募> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額(1株あたり) ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 ⑩ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】 ⑪ 口座通知情報データの受付期間【非DVP方式の場合のみ】</p>	2. 1通知すべき事項等																																																										
2	別紙1-2-4	変更	<p>通知する事項 ① 募集方法 ② 募集投資口の銘柄及び銘柄コード ③ 募集投資口の口数 ④ 募集投資口の払込金額(1口あたり)(第三者割当ての場合は1株あたりの発行価額) ⑤ 募集に係る手続日程 ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社【公募の場合のみ】 ⑩ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】 ⑪ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先 ⑫ 口座(加入者口座コード)【第三者割当ての場合のみ】 ⑬ 口座通知情報データの受付期間【第三者割当てであって、かつ非DVP方式の場合のみ】 ⑭ 新規記録日</p>	<p>通知する事項 ① 募集方法 ② 募集投資口の銘柄及び銘柄コード ③ 募集投資口の口数 ④ 募集投資口の払込金額(1口あたり)(第三者割当ての場合は1株あたりの発行価額) ⑤ 募集に係る手続日程 ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社【公募の場合のみ】 ⑩ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】 ⑪ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先 ⑫ 口座(加入者口座コード)【第三者割当ての場合のみ】 ⑬ 口座通知情報データの受付期間【非DVP方式の場合のみ】 ⑭ 新規記録日</p>	2. 1通知すべき事項等																																																										
3	別紙2-1-1	変更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 口座</th> <th colspan="2">差入側の 機構加入者が行う 振替請求</th> <th rowspan="2">担保権者(受入側の機構加入者が行う) 特別株主の申出</th> <th rowspan="2">総株主報告</th> </tr> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>振替請求における信託財産表示分指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保有口座</td> <td>振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】</td> <td>(表示あり) 不要 (表示なし) 不要</td> <td>不要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>不要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td>一般の振替請求(注1)</td> <td>(表示あり) 必要 (表示なし) 必要</td> <td>必要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>必要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">信託口座</td> <td>振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】</td> <td>(表示あり) 不要 (表示なし) 不要</td> <td>不要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>不要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td>一般の振替請求(注1)</td> <td>(表示あり) 必要 (表示なし) 必要</td> <td>必要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>必要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">担保専用口座</td> <td>一般の振替請求(注1)</td> <td>(表示あり) 省略の取扱い(注2) (表示なし) 省略の取扱い(注2)</td> <td>省略の取扱い(注2)</td> <td>委託先機構加入者が報告(注3) 委託先機構加入者が報告(注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 一般の振替請求とは、「振替請求(譲渡担保)」又は「振替請求(質権)」以外の振替請求のことを指す。 (注2) 日々の担保受入れデータ、特別株主管理事務委託状況報告データの通知が必要。 (注3) 委託先機構加入者コードが機構加入者の保有口座の場合には、機構が自動作成。</p>	区分 口座	差入側の 機構加入者が行う 振替請求		担保権者(受入側の機構加入者が行う) 特別株主の申出	総株主報告	振替請求の種類	振替請求における信託財産表示分指定	保有口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)	信託口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)	担保専用口座	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 省略の取扱い(注2) (表示なし) 省略の取扱い(注2)	省略の取扱い(注2)	委託先機構加入者が報告(注3) 委託先機構加入者が報告(注3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>振替請求の種類</th> <th>振替請求における信託財産表示分指定</th> <th>担保権者(受入側の機構加入者が行う) 特別株主の申出</th> <th>総株主報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保有口座</td> <td>振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】</td> <td>(表示あり) 不要 (表示なし) 不要</td> <td>不要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>不要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td>一般の振替請求(注1)</td> <td>(表示あり) 必要 (表示なし) 必要</td> <td>必要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>必要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">信託口座</td> <td>振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】</td> <td>(表示あり) 不要 (表示なし) 不要</td> <td>不要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>不要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td>一般の振替請求(注1)</td> <td>(表示あり) 必要 (表示なし) 必要</td> <td>必要 (振替と同時に自動処理)</td> <td>必要 (機構自動作成)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">担保専用口座</td> <td>一般の振替請求(注1)</td> <td>(表示あり) 省略の取扱い(注2) (表示なし) 省略の取扱い(注2)</td> <td>省略の取扱い(注2)</td> <td>委託先機構加入者が報告(注3) 委託先機構加入者が報告(注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 一般の振替請求とは、「振替請求(譲渡担保)」又は「振替請求(質権)」以外の振替請求のことを指す。 (注2) 日々の担保受入れデータ、特別株主管理事務委託状況報告データの通知が必要。 (注3) 委託先機構加入者コードが機構加入者の保有口座の場合には、機構が自動作成。</p>	区分	振替請求の種類	振替請求における信託財産表示分指定	担保権者(受入側の機構加入者が行う) 特別株主の申出	総株主報告	保有口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)	信託口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)	担保専用口座	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 省略の取扱い(注2) (表示なし) 省略の取扱い(注2)	省略の取扱い(注2)	委託先機構加入者が報告(注3) 委託先機構加入者が報告(注3)	1ページ 振替請求、特別株主の申出及び信託財産表示の関係
区分 口座	差入側の 機構加入者が行う 振替請求		担保権者(受入側の機構加入者が行う) 特別株主の申出		総株主報告																																																										
	振替請求の種類	振替請求における信託財産表示分指定																																																													
保有口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)																																																											
	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)																																																											
信託口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)																																																											
	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)																																																											
担保専用口座	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 省略の取扱い(注2) (表示なし) 省略の取扱い(注2)	省略の取扱い(注2)	委託先機構加入者が報告(注3) 委託先機構加入者が報告(注3)																																																											
	区分	振替請求の種類	振替請求における信託財産表示分指定	担保権者(受入側の機構加入者が行う) 特別株主の申出	総株主報告																																																										
保有口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)																																																											
	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)																																																											
信託口座	振替請求(譲渡担保)【担保事由: 1(担保設定)】	(表示あり) 不要 (表示なし) 不要	不要 (振替と同時に自動処理)	不要 (機構自動作成)																																																											
	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 必要 (表示なし) 必要	必要 (振替と同時に自動処理)	必要 (機構自動作成)																																																											
担保専用口座	一般の振替請求(注1)	(表示あり) 省略の取扱い(注2) (表示なし) 省略の取扱い(注2)	省略の取扱い(注2)	委託先機構加入者が報告(注3) 委託先機構加入者が報告(注3)																																																											

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																												
4	別紙2-1-1	変更	<p>前日振替請求（譲渡担保）の例（※）</p> <table border="1"> <tr><td>レコード区分</td><td>D</td></tr> <tr><td>処理区分コード</td><td>255</td></tr> <tr><td>担保事由</td><td>1（担保設定）</td></tr> <tr><td>機構加入者コード</td><td>[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]</td></tr> <tr><td>銘柄コード</td><td>銘柄 X [銘柄コードをセット]</td></tr> <tr><td>相手方機構加入者コード</td><td>[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]</td></tr> <tr><td>数量</td><td>1000 [数量をセット]</td></tr> <tr><td>渡方加入者口座コード</td><td>[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]</td></tr> <tr><td>受方加入者口座コード</td><td><入力不可></td></tr> <tr><td>加入者口座コード（特別株主）</td><td>[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]</td></tr> <tr><td>社内処理用項目</td><td><任意入力></td></tr> <tr><td>メッセージ1</td><td><任意入力></td></tr> <tr><td>メッセージ2</td><td><任意入力></td></tr> <tr><td>信託財産表示分</td><td>△</td></tr> </table> <p>（※）先日付振替請求（譲渡担保）による請求も可能。</p>	レコード区分	D	処理区分コード	255	担保事由	1（担保設定）	機構加入者コード	[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]	銘柄コード	銘柄 X [銘柄コードをセット]	相手方機構加入者コード	[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]	数量	1000 [数量をセット]	渡方加入者口座コード	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]	受方加入者口座コード	<入力不可>	加入者口座コード（特別株主）	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]	社内処理用項目	<任意入力>	メッセージ1	<任意入力>	メッセージ2	<任意入力>	信託財産表示分	△		(1)「前日振替請求（譲渡担保）の例」の表
レコード区分	D																																
処理区分コード	255																																
担保事由	1（担保設定）																																
機構加入者コード	[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]																																
銘柄コード	銘柄 X [銘柄コードをセット]																																
相手方機構加入者コード	[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]																																
数量	1000 [数量をセット]																																
渡方加入者口座コード	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]																																
受方加入者口座コード	<入力不可>																																
加入者口座コード（特別株主）	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]																																
社内処理用項目	<任意入力>																																
メッセージ1	<任意入力>																																
メッセージ2	<任意入力>																																
信託財産表示分	△																																
5	別紙2-1-1	変更	<p>前日振替請求（譲渡担保）の例（※）</p> <table border="1"> <tr><td>レコード区分</td><td>D</td></tr> <tr><td>処理区分コード</td><td>255</td></tr> <tr><td>担保事由</td><td>2（担保解除）</td></tr> <tr><td>機構加入者コード</td><td>[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]</td></tr> <tr><td>銘柄コード</td><td>銘柄 X [銘柄コードをセット]</td></tr> <tr><td>相手方機構加入者コード</td><td>[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]</td></tr> <tr><td>数量</td><td>1000 [数量をセット]</td></tr> <tr><td>渡方加入者口座コード</td><td><入力不可></td></tr> <tr><td>受方加入者口座コード</td><td>[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]</td></tr> <tr><td>加入者口座コード（特別株主）</td><td>[機構の特別株主管理簿に記載されている特別株主 B の加入者口座コード（機構加入者 B の保有口の加入者口座コード）をセット]</td></tr> <tr><td>社内処理用項目</td><td><任意入力></td></tr> <tr><td>メッセージ1</td><td><任意入力></td></tr> <tr><td>メッセージ2</td><td><任意入力></td></tr> <tr><td>信託財産表示分</td><td>△</td></tr> </table> <p>（※）先日付振替請求（譲渡担保）による請求も可能。</p>	レコード区分	D	処理区分コード	255	担保事由	2（担保解除）	機構加入者コード	[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]	銘柄コード	銘柄 X [銘柄コードをセット]	相手方機構加入者コード	[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]	数量	1000 [数量をセット]	渡方加入者口座コード	<入力不可>	受方加入者口座コード	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]	加入者口座コード（特別株主）	[機構の特別株主管理簿に記載されている特別株主 B の加入者口座コード（機構加入者 B の保有口の加入者口座コード）をセット]	社内処理用項目	<任意入力>	メッセージ1	<任意入力>	メッセージ2	<任意入力>	信託財産表示分	△		(2)「前日振替請求（譲渡担保）の例」の表
レコード区分	D																																
処理区分コード	255																																
担保事由	2（担保解除）																																
機構加入者コード	[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]																																
銘柄コード	銘柄 X [銘柄コードをセット]																																
相手方機構加入者コード	[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]																																
数量	1000 [数量をセット]																																
渡方加入者口座コード	<入力不可>																																
受方加入者口座コード	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]																																
加入者口座コード（特別株主）	[機構の特別株主管理簿に記載されている特別株主 B の加入者口座コード（機構加入者 B の保有口の加入者口座コード）をセット]																																
社内処理用項目	<任意入力>																																
メッセージ1	<任意入力>																																
メッセージ2	<任意入力>																																
信託財産表示分	△																																
6	別紙2-2-1	変更	<p>b 機構における手続 機構は、吸収合併存続会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、吸収合併存続会社に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））</p>	<p>b 機構における手続 機構は、吸収合併存続会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、吸収合併存続会社に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））</p>	1-1. (6)b																												
7	別紙2-2-1	変更	<p>※ 機構は、新規記録通知データを受けたときは、充当元口座管理機関に対し、一部抹消通知情報データを通知する。</p>	<p>※ 機構は、新規記録通知データを受けたときは、充当元口座管理機関に対し、一部抹消通知情報データを通知する。 なお、当該データは、機構に届け出ることにより、その通知を停止することができる。</p>	1-1. (7)c備考																												

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
8	別紙2-2-1	変更	b 機構における手続 機構は、振替株式の発行者である新設合併消滅会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、振替株式の発行者である新設合併消滅会社に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、振替株式の発行者である新設合併消滅会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、振替株式の発行者である新設合併消滅会社に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	2. (6)b
9	別紙2-2-1	削除	(削除)	※ 統合Web端末から左記の増加の記録について確認することができるようになるのは、新設合併期日の翌営業日以降である。	2. (7)b備考
10	別紙2-2-1	変更	※ 機構は、新規記録通知データを受けたときは、充当口座管理機関に対し、一部抹消通知情報データを通知する。	※ 機構は、新規記録通知データを受けたときは、充当口座管理機関に対し、一部抹消通知情報データを通知する。 なお、当該データは、機構に届け出ることにより、その通知を停止することができる。	3. (5)a備考
11	別紙2-2-1	変更	b 機構における手続 機構は、吸収分割承継会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、吸収分割承継会社に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	b 機構における手続 機構は、吸収分割承継会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、吸収分割承継会社に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。	3. (5)b
12	別紙2-2-5	変更	先日付/前日振替請求	前日振替請求	フロー図のX-1
13	別紙2-2-6	変更	先日付/前日振替請求	前日振替請求	フロー図のX
14	別紙2-2-7	変更	先日付/前日振替請求	前日振替請求	フロー図のX-1
15	資料2-2-6	変更	g. 引受株数…14桁以内で入力。「100,000」を入力。	g. 引受株数…10桁以内で入力(※)。「100,000」を入力。	③g
16	資料2-2-6	削除	(削除)	※ 決済照合システムの仕様上は14桁まで入力可能であるが、振替システムは11桁(100億株)以上の株数については処理できない仕様となっているため。	③欄外
17	2章3節《参考》 反対株主の買取請求に係る 手続イメージ(契約締結から 振替まで)	変更	⑧先日付振替請求又は当日振替請求	⑧ 前日振替請求又は当日振替請求	手続の流れ(イメージ)及び図中
18	別紙2-3-1	変更	質入れのための振替を行うときは、質権専用の振替請求(先日付振替請求(質権)、当日振替請求(質権))のほか、一般の振替請求(担保のための振替であることが機構システムによる振替済通知又は口座処理明細上で明示されない振替請求(先日付振替請求、当日振替請求等))によることも考えられるが、次の点に注意が必要である。(略)	質入れのための振替を行うときは、質権専用の振替請求(前日振替請求(質権)、当日振替請求(質権))のほか、一般の振替請求(担保のための振替であることが機構システムによる振替済通知又は口座処理明細上で明示されない振替請求(前日振替請求、当日振替請求等))によることも考えられるが、次の点に注意が必要である。(略)	1. 質入れのための振替請求
19	別紙2-3-1	変更	質権専用の振替請求(先日付振替請求(質権)、当日振替請求(質権))を利用して振替を行うことにより、振替と同時に担保株式の届出や登録株式質権者の申出等の処理がされる。以下において、どのような振替請求が行われたときにどのような処理が同時に行われるのかを示す。	質権専用の振替請求(前日振替請求(質権)、当日振替請求(質権))を利用して振替を行うことにより、振替と同時に担保株式の届出や登録株式質権者の申出等の処理がされる。以下において、どのような振替請求が行われたときにどのような処理が同時に行われるのかを示す。	1. ○ 質権専用の振替請求と担保の届出等の関係

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
20	別紙2-3-1	変更	<p>(1) 先日付振替請求(質権)及び当日振替請求(質権)の入力項目</p> <p>① 質権事由(質権設定/質権解除/転質/質権実行)【必須】</p> <p>② 機構加入者コード【必須】</p> <p>③ 銘柄コード【必須】</p> <p>④ 相手方機構加入者コード【必須】</p> <p>⑤ 決済日</p> <p>⑥ 数量【必須】</p> <p>⑦ 渡方加入者口座コード【必須】</p> <p>⑧ 受方加入者口座コード【必須】</p> <p>⑨ 加入者口座コード(株主)【必須】</p> <p>⑩ 渡方登録質区分(登録質でない/登録質である)【②が機構加入者の質権口の場合に入力】</p> <p>⑪ 受方登録質区分(登録質でない/登録質である)【④が機構加入者の質権口の場合に入力】</p> <p>⑫ 社内処理用項目【任意】</p> <p>⑬ メッセージ1【任意】</p> <p>⑭ メッセージ2【任意】</p> <p>⑮ 信託財産表示区分(表示なし/表示あり)【必須】</p> <p>※ファイル伝送による前日振替請求については、⑤決済日の項目は存在しない。</p>	<p>(1) 前日振替請求(質権)及び当日振替請求(質権)の入力項目</p> <p>① 質権事由(質権設定/質権解除/転質/質権実行)【必須】</p> <p>② 機構加入者コード【必須】</p> <p>③ 銘柄コード【必須】</p> <p>④ 相手方機構加入者コード【必須】</p> <p>⑤ 数量【必須】</p> <p>⑥ 渡方加入者口座コード【必須】</p> <p>⑦ 受方加入者口座コード【必須】</p> <p>⑧ 加入者口座コード(株主)【必須】</p> <p>⑨ 渡方登録質区分(登録質でない/登録質である)【②が機構加入者の質権口の場合に入力】</p> <p>⑩ 受方登録質区分(登録質でない/登録質である)【④が機構加入者の質権口の場合に入力】</p> <p>⑪ メッセージ1【任意】</p> <p>⑫ メッセージ2【任意】</p> <p>⑬ 信託財産表示区分(普通分から普通分への振替/普通分から信託分への振替/信託分から普通分への振替)【必須】</p>	1. (1)
21	別紙2-3-1	削除	(削除)	<p>「信託財産表示の自動処理欄」</p> <p>普通分から信託分への振替欄</p> <p>信託財産表示区分が「普通分から信託分への振替」である振替請求(質権)による振替が行われることにより、受方である加入者(信託の受託者である機構加入者)の口座に信託財産表示がされるかどうかを示している。</p> <p>信託分から普通分への振替欄</p> <p>信託財産表示区分が「普通分から信託分への振替」である振替請求(質権)による振替が行われることにより、渡方である加入者(信託の受託者である機構加入者)の口座の信託財産表示分について減少の記録がされるかどうかを示している。</p>	1. (2)
22	別紙2-3-1	削除	(削除)	表中の「信託財産表示の自動処理」の列	1. (2)表
23	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【設定】	前日/当日振替請求(質権)【設定】	ケース① 図中
24	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【転質】	前日/当日振替請求(質権)【転質】	ケース② 図中
25	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【解除】	前日/当日振替請求(質権)【解除】	ケース③ 図中
26	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【実行】	前日/当日振替請求(質権)【実行】	ケース④ 図中
27	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【設定】	前日/当日振替請求(質権)【設定】	ケース⑤ 図中
28	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【転質】	前日/当日振替請求(質権)【転質】	ケース⑥ 図中
29	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【解除】	前日/当日振替請求(質権)【解除】	ケース⑦ 図中
30	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【実行】	前日/当日振替請求(質権)【実行】	ケース⑧ 図中
31	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【設定】	前日/当日振替請求(質権)【設定】	ケース⑨ 図中
32	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【転質】	前日/当日振替請求(質権)【転質】	ケース⑩ 図中
33	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【解除】	前日/当日振替請求(質権)【解除】	ケース⑪ 図中
34	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【実行】	前日/当日振替請求(質権)【実行】	ケース⑫ 図中

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
35	別紙2-3-1	変更	先日付／当日振替請求(質権)【設定】	前日／当日振替請求(質権)【設定】	ケース⑬図中
36	別紙2-3-1	変更	先日付／当日振替請求(質権)【転質】	前日／当日振替請求(質権)【転質】	ケース⑭図中
37	別紙2-3-1	変更	先日付／当日振替請求(質権)【解除】	前日／当日振替請求(質権)【解除】	ケース⑮図中
38	別紙2-3-1	変更	先日付／当日振替請求(質権)【実行】	前日／当日振替請求(質権)【実行】	ケース⑯図中
39	別紙2-3-1	変更	2. 譲渡担保差入れのための振替請求 譲渡担保差入れ(なお、業務処理要領における説明やデータの名称等においては、質権以外の担保の典型として「譲渡担保」の用語を使用しているが、担保の性質が譲渡担保でなければならないということではない。)のための振替を行うためには、譲渡担保専用の振替請求(先日付振替請求(譲渡担保)、当日振替請求(譲渡担保))のほか、一般の振替請求(担保のための振替であることが機構システムによる振替済通知又は口座処理明細上で明示されない振替請求(先日付振替請求、当日振替請求等))によることも考えられるが、一般の振替請求では、担保株式の届出の自動処理や特別株主の申出の自動処理がなされないことから、担保株式の届出や特別株主の申出を行うには、振替請求とは別途に統合 Web 端末入力によるオペレーションが必要になる。	2. 譲渡担保差入れのための振替請求 譲渡担保差入れ(なお、業務処理要領における説明やデータの名称等においては、質権以外の担保の典型として「譲渡担保」の用語を使用しているが、担保の性質が譲渡担保でなければならないということではない。)のための振替を行うためには、譲渡担保専用の振替請求(前日振替請求(譲渡担保)、当日振替請求(譲渡担保))のほか、一般の振替請求(担保のための振替であることが機構システムによる振替済通知又は口座処理明細上で明示されない振替請求(前日振替請求、当日振替請求等))によることも考えられるが、一般の振替請求では、担保株式の届出の自動処理や特別株主の申出の自動処理がなされないことから、担保株式の届出や特別株主の申出を行うには、振替請求とは別途に統合 Web 端末入力によるオペレーションが必要になる。	2.
40	別紙2-3-1	変更	譲渡担保専用の振替請求(先日付振替請求(譲渡担保)、当日振替請求(譲渡担保))を利用して振替を行うことにより、振替と同時に担保株式の届出等の処理がされる。以下において、どのような振替請求が行われたときにどのような処理が同時に行われるのかを示す。	譲渡担保専用の振替請求(前日振替請求(譲渡担保)、当日振替請求(譲渡担保))を利用して振替を行うことにより、振替と同時に担保株式の届出等の処理がされる。以下において、どのような振替請求が行われたときにどのような処理が同時に行われるのかを示す。	2. ○ 譲渡担保専用の振替請求と担保の届出等の関係
41	別紙2-3-1	変更	(1) 先日付振替請求(譲渡担保)及び当日振替請求(譲渡担保)の入力項目 ① 担保事由(担保設定／担保解除／転担保)【必須】 ② 機構加入者コード【必須】 ③ 銘柄コード【必須】 ④ 相手方機構加入者コード【必須】 ⑤ 決済日 ⑥ 数量【必須】 ⑦ 渡方加入者口座コード【必須】 ⑧ 受方加入者口座コード【必須】 ⑨ 加入者口座コード(特別株主)【必須】 ⑩ 社内処理用項目【任意】 ⑪ メッセージ1【任意】 ⑫ メッセージ2【任意】 ⑬ 信託財産表示区分(表示なし／表示あり)【必須】 ※ファイル伝送による前日振替請求については、⑤決済日の項目は存在しない。	(1) 前日振替請求(譲渡担保)及び当日振替請求(譲渡担保)の入力項目 ① 担保事由(担保設定／担保解除／転担保)【必須】 ② 機構加入者コード【必須】 ③ 銘柄コード【必須】 ④ 相手方機構加入者コード【必須】 ⑤ 数量【必須】 ⑥ 渡方加入者口座コード【必須】 ⑦ 受方加入者口座コード【必須】 ⑧ 加入者口座コード(特別株主)【必須】 ⑨ メッセージ1【任意】 ⑩ メッセージ2【任意】 ⑪ 信託財産表示区分(普通分から普通分への振替／普通分から信託分への振替／信託分から普通分への振替)【必須】	2. (1)
42	別紙2-3-1	削除	(削除)	「信託財産表示の自動処理欄」 普通分から信託分への振替欄 信託財産表示区分が「普通分から信託分への振替」である振替請求(譲渡担保)による振替が行われることにより、受方である加入者(信託の受託者である機構加入者)の口座に信託財産表示がされるかどうかを示している。 信託分から普通分への振替欄 信託財産表示区分が「普通分から信託分への振替」である振替請求(譲渡担保)による振替が行われることにより、渡方である加入者(信託の受託者である機構加入者)の口座の信託財産表示分について減少の記録がされるかどうかを示している。	2. (2)
43	別紙2-3-1	削除	(削除)	表中の「信託財産表示の自動処理」の列	2. (2)表
44	別紙2-3-1	変更	先日付／当日振替請求(譲渡担保)【設定】	前日／当日振替請求(譲渡担保)【設定】	ケース⑰図中

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
45	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	ケース②図中
46	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(質権)【解除】	前日/当日振替請求(質権)【解除】	ケース③図中
47	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【設定】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【設定】	ケース④図中
48	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	ケース⑤図中
49	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【解除】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【解除】	ケース⑥図中
50	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【設定】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【設定】	ケース⑦図中
51	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	ケース⑧図中
52	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【解除】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【解除】	ケース⑨図中
53	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【設定】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【設定】	ケース⑩図中
54	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【転担保】	ケース⑪図中
55	別紙2-3-1	変更	先日付/当日振替請求(譲渡担保)【解除】	前日/当日振替請求(譲渡担保)【解除】	ケース⑫図中
56	別紙2-3-2	変更	<全表共通> ① (削除) ② ①の行削除に伴い、項番繰り上げ。 ③ 「○」を追記	<全表共通> ① 「受付通番」の行 ② 「受付通番」以外の行 ③ 「株式等リファレンスNO」	口座処理明細/担保関係処理明細/質権処理明細/譲渡担保処理明細の表
57	別紙2-3-2	追加	<全表共通> 「メッセージ」の行に「メッセージ1」を追加。	—	口座処理明細/担保関係処理明細/質権処理明細/譲渡担保処理明細の表
58	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(質権)	前日(当日)振替請求(質権)	I-1(1)振替請求(質権)による自動処理 口座処理明細
59	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(質権)	前日(当日)振替請求(質権)	I-1(1)振替請求(質権)による自動処理 担保関係処理明細
60	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求による	前日(当日)振替請求による	I-1(2)担保株式の届出による処理 図中
61	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(質権)	前日(当日)振替請求(質権)	I-1(2)担保株式の届出による処理 口座処理明細
62	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求による	前日(当日)振替請求による	I-1(3)総株主報告による自動処理 図中

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
63	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(質権)	前日(当日)振替請求(質権)	Ⅱ-1(1)振替請求(質権)による自動処理 口座処理明細
64	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(質権)	前日(当日)振替請求(質権)	Ⅱ-1(1)振替請求(質権)による自動処理 質権処理明細
65	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(質権)	前日(当日)振替請求(質権)	Ⅱ-1(1)振替請求(質権)による自動処理 担保関係処理明細
66	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(譲渡担保)	前日(当日)振替請求(譲渡担保)	Ⅱ-1(2)振替請求(譲渡担保)による自動処理 口座処理明細
67	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(譲渡担保)	前日(当日)振替請求(譲渡担保)	Ⅱ-1(2)振替請求(譲渡担保)による自動処理 譲渡担保処理明細
68	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求(譲渡担保)	前日(当日)振替請求(譲渡担保)	Ⅱ-1(2)振替請求(譲渡担保)による自動処理 担保関係処理明細
69	別紙2-3-2	変更	先日付(当日)振替請求による	前日(当日)振替請求による	Ⅱ-1(3)特別株主の申出による自動処理 図中
70	別紙2-3-3	変更	①追加振替処理日(権利確定日翌営業日)の業務開始後直ちに、当該銘柄に係る市場取引の決済未了データ(JSCCに対する振替請求(JSCCからの通知に基づく渡方機構加入者の決済口からJSCC決済口への決済渡方振替請求の振替未了分をいう。))については、「一時停止・同解除申告(未了分)」により一時停止をかけ、また、当該銘柄に係る一般振替請求の決済未了データ(「先日付DVP振替請求」、「当日DVP振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」、「当日一般振替請求一連動」、「先日付振替請求」、「当日振替請求」、「当日残高調整請求」の振替未了分をいう。))については、「一時停止・同解除申告(未了分)」により一時停止をかけて、その状態のもとで追加振替処理を行う(なお、事前に機構に連絡をして調整することが必要)。	①追加振替処理日(権利確定日翌営業日)の業務開始後直ちに、当該銘柄に係る市場取引の決済未了データ(JSCCに対する振替請求(JSCCからの通知に基づく渡方機構加入者の決済口からJSCC決済口への決済渡方振替請求の振替未了分をいう。))については、「一時停止・同解除申告(未了分)」により一時停止をかけ、また、当該銘柄に係る一般振替請求の決済未了データ(「先日付DVP振替請求」、「当日DVP振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」、「当日一般振替請求一連動」、「先日付振替請求」、「当日振替請求」、「当日残高調整請求」、「前日区分管理証券指定・同解除請求」、「当日区分管理証券指定・同解除請求」の振替未了分をいう。))については、「一時停止・同解除申告(未了分)」により一時停止をかけて、その状態のもとで追加振替処理を行う(なお、事前に機構に連絡をして調整することが必要)。	4. 備考
71	別紙2-3-3	変更	②あらかじめ、権利確定日において、当該銘柄に係る先日付振替請求は一時停止付で行い、振替一時停止申告(市場取引)も行う。また、追加振替処理日の当日振替請求については、追加振替処理が終了するまでは、一時停止付の振替請求により行う。 (なお、00口座を追加振替の受方口座としないようにすれば、JSCCに対する振替請求に係る問題は生じなくなる。)	②あらかじめ、権利確定日において、当該銘柄に係る前日振替請求は一時停止付で行い、振替一時停止申告(市場取引)も行う。また、追加振替処理日の当日振替請求については、追加振替処理が終了するまでは、一時停止付の振替請求により行う。 (なお、00口座を追加振替の受方口座としないようにすれば、JSCCに対する振替請求に係る問題は生じなくなる。)	4. 備考

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																								
72	別紙2-3-4	変更	<p>先日付振替請求について 別紙2-3-4</p> <ul style="list-style-type: none"> 先日付振替請求とは、次の内容のものである。 <ol style="list-style-type: none"> 振替日の前営業日までに請求データを送信する振替請求である（業務規程施行規則 別表4）。（ファイル伝送による請求では振替日の前営業日に限り請求データを送信できる。当該請求を前日振替請求という。） 請求データを送信した日の送信期限（午後8時）以降も、振替日の前営業日までのデータ受容の期間内に請求の取消はできるが、振替日の前営業日の送信期限以降は、振替日の午前9時までの間は請求の取消はできない。 請求データは、振替日の前営業日の夜間バッチ処理において、振替日の午前9時を処理時刻とする振替実行事前処理が行われる。なお、一時停止条件が付けられている場合は、振替実行事前処理は行われない。 振替日においては、振替未了状態の請求に限り、請求の取消をすることができる（業務規程施行規則 別表4）。（注）振替未了とは、振替日において「口座残高が不足している」「一時停止条件が付けられている」「振替請求の実行条件が満たされていない（一般振替DVP関連）」のいずれかの理由により、受け付けられた振替請求が実行待ちとなっている状態を指す。 したがって、一時停止条件を付けていない先日付振替請求を行い、口座残高も不足していない場合には、振替日の前営業日の送信期限以降から振替日の午前9時までの間に「すでに行った先日付振替請求を振替前に取り消したい」場合であっても、その時点では取消することはできず、振替日の午前9時に振替実行されてしまうことに留意が必要である。 	<p>先日付振替請求について 別紙2-3-4</p>	全体の差し替え																								
73	別紙2-3-4	変更	<ul style="list-style-type: none"> 先日付振替請求と当日振替請求は、請求データに入力された日付により区別される。 <ul style="list-style-type: none"> 統合Web端末（画面入力、CSVファイル入力）及びオンラインリアルタイム接続による請求においては、「決済日」欄（オンラインリアルタイム接続では「決済日付」欄）に当日日付を入力すれば当日振替請求となり、翌営業日以降の日付を入力すれば先日付振替請求となる。 ファイル伝送による請求においては、当日振替請求は行えない（前日振替請求のみ可能）。 先日付振替請求の請求内容は、3段階のチェック処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 入力時点において入力値を確認し、エラーの場合はエラー通知を送信する。 振替日の前々営業日の夜間バッチ処理において入力値を確認し、エラーの場合は振替日の前営業日に配信する振替ファイル及び夜間バッチ通知によりエラーの旨を通知する（振替日の前々営業日までに請求済の先日付振替請求に限る）。 振替日の前営業日の夜間バッチ処理において入力値を確認し、エラーの場合は振替日に配信する振替ファイル及び夜間バッチ通知によりエラーの旨を通知する。 先日付振替請求の請求データ送信に伴う主な処理フローは以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="555 852 1223 1110"> <thead> <tr> <th></th> <th>源方機構加入者</th> <th>機構</th> <th>受方機構加入者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振替日の前々営業日までデータ受容時間</td> <td>先日付振替請求</td> <td>先日付振替請求受付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替日の前々営業日バッチ処理</td> <td></td> <td>エラーの場合 先日付振替請求 チェック処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替日の前営業日データ受容時間</td> <td>振替ファイル（エラーデータ・警告） 夜間バッチ通知（エラー通知（バッチ））</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替日データ受容時間</td> <td>振替ファイル 夜間バッチレポート エラーを含む</td> <td>振替請求処理</td> <td>振替ファイル 夜間バッチレポート エラーを含む</td> </tr> <tr> <td>15:30～</td> <td>振替通知 不能通知</td> <td>振替未了データの 実行処理 振替不能処理</td> <td>振替通知 不能通知</td> </tr> </tbody> </table>		源方機構加入者	機構	受方機構加入者	振替日の前々営業日までデータ受容時間	先日付振替請求	先日付振替請求受付		振替日の前々営業日バッチ処理		エラーの場合 先日付振替請求 チェック処理		振替日の前営業日データ受容時間	振替ファイル（エラーデータ・警告） 夜間バッチ通知（エラー通知（バッチ））			振替日データ受容時間	振替ファイル 夜間バッチレポート エラーを含む	振替請求処理	振替ファイル 夜間バッチレポート エラーを含む	15:30～	振替通知 不能通知	振替未了データの 実行処理 振替不能処理	振替通知 不能通知	-	全体の差し替え
	源方機構加入者	機構	受方機構加入者																										
振替日の前々営業日までデータ受容時間	先日付振替請求	先日付振替請求受付																											
振替日の前々営業日バッチ処理		エラーの場合 先日付振替請求 チェック処理																											
振替日の前営業日データ受容時間	振替ファイル（エラーデータ・警告） 夜間バッチ通知（エラー通知（バッチ））																												
振替日データ受容時間	振替ファイル 夜間バッチレポート エラーを含む	振替請求処理	振替ファイル 夜間バッチレポート エラーを含む																										
15:30～	振替通知 不能通知	振替未了データの 実行処理 振替不能処理	振替通知 不能通知																										
74	別紙2-3-5	変更	①(前略)また、例えば、8:30に渡方が先日付振替請求(振替未了分)の取消を行った場合には、8:30に渡方に取消済通知が出力される。	①(前略)また、例えば、8:30に渡方が前日振替請求(振替未了分)の訂正・取消を行った場合には、8:30に渡方に訂正済通知が出力される。	振替の一時停止機能について(注1)①																								
75	別紙2-3-5	変更	(注2)先日付振替請求(振替未了分)の振替日における「取消」オペレーションについて 先日付振替請求(振替未了分)について、振替日当日において「取消」のオペレーションを行う場合には、「当日振替請求」の「取消」オペレーションで行うことになる。(中略)	(注2)前日振替請求(振替未了分)の振替日における「訂正・取消」オペレーションについて 前日振替請求(振替未了分)について、振替日当日において「訂正・取消」のオペレーションを行う場合には、「当日振替請求」の「訂正・取消」オペレーションで行うことになる。(中略)	振替の一時停止機能について(注2)																								

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
76	資料2-7-3	変更	先日付／前日振替請求	前日振替請求	フロー図のX-1
77	資料2-7-3	変更	(注2)オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末から行う場合の授受時間帯は午前9時から午後8時まで、ファイル伝送から行う場合の授受時間帯は午前3時から午後8時までとなる。	(注2)統合Web端末から行う場合は、授受時間帯は午前9時から午後8時までとなる。	フロー図の(注2)
78	資料2-9-1	変更	定総・期末配当	決算期末	項番28 統合Web端末における画面表示
79	別紙2-15-1	削除	(削除)	3 ファイル伝送でしかデータの送信ができないものとしては、この「総株主報告」以外にも「特別株主管理事務委託状況報告データ」等がある。 4 ファイル伝送でしかデータの受信ができないものとしては、上記のもの以外にも「特別株主管理事務委託状況突合不一致データ」等がある。	2ページの注釈3、4
80	資料3-2-1	変更	整数部14桁(単位:円) (削除)	整数部14桁(単位:円) ※入力には円単位で行うが、システム上千円単位で処理を行う(下3桁は"0"のみを入力)。	項番18 設定値
81	資料3-2-5	変更	○ 14桁(単位:円)で設定する。 (削除)	○ システム仕様上は、14桁までの設定が可能であるが、振替システムで入力可能な桁数は、11桁となっているため、銘柄情報通知においても設定可能な桁数は、11桁までとする。 ○ 振替システム上は、各社債の金額は、千円単位で取扱うこととなるため、下3桁には、ゼロ以外の数字は、設定できない。	13ページ 10. 各社債の金額
82	資料3-5-3	削除	(削除)	注1. 元利払日程通知はファイル伝送の場合は該当期間内(元利払期日-5 営業日～-2 営業日)は毎営業日通知されるが、CSV ファイルの場合には、該当期間内に1 回のみの通知とする。	1ページ備考
83	資料3-5-3	変更	注1 対象銘柄について個別承認に変更が必要な場合のみ通知する。	注2 対象銘柄について個別承認に変更が必要な場合のみ、機構に対し、連絡を行ったうえで当日の午後2時までに通知する。	3ページ備考
84	資料3-5-3	変更	注3 支払代理人より元利金請求内容承認可否通知が通知された場合のみ当該処理が行われる。	注4 支払代理人より元利金請求内容承認可否通知が通知された場合のみ当該処理が行われる。	3ページ備考
85	資料3-7-1	変更	振替新株予約権付社債の先日付買入消却(処理イメージ)	振替新株予約権付社債の前日買入消却(処理イメージ)	表題
86	資料3-7-1	変更	消却日前営業日まで	消却日前営業日	表中
87	資料3-10-1	変更	機構は、消滅会社等の新株予約権付社債権者について、存続会社等に対して、総新株予約権付社債権者通知を行う。	機構は、消滅会社等の新株予約権付社債権者について、CD-ROM・書面先等の方法により存続会社等に対して、総新株予約権付社債権者通知を行う。	2ページ 新株予約権付社債権者の確定日+3営業日以降の行処理概要の列
88	資料3-11-1	削除	(削除)	・バッチ処理による残高変動(新株予約権行使による抹消、前日買入消却による抹消、特例CBの個別移行による増加)、登記を効力発生要件とする新規記録は含まない。	1ページ 支払代理人
89	資料3-11-1	変更	⑨先日付買入消却請求に係る機構加入者別「口座処理明細」	⑨前日買入消却請求に係る機構加入者別「口座処理明細」	2ページ表中の機構の列
90	資料3-11-1	変更	⑩先日付買入消却請求に係る「口座処理結果ファイル」	⑩前日買入消却請求に係る「口座処理結果ファイル」	2ページ表中の機構の列

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																	
91	資料3-17-1	変更	<p>○ 機構は、振替処理終了時（15：30）において、機構が移行先口座を開いている場合には、機構加入者の自己口座への増加の記録を行い、口座管理機関が移行先口座を開いている場合には、機構加入者の顧客口座への増加の記録を行う。</p> <p>○ 機構は、機構加入者及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>○ 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（15：30）において、移行先口座への増加の記録を行う。閉接口座管理機関が移行先口座を開いている場合には、その上位の口座管理機関は、閉接口座管理機関の口座の顧客口座への増加の記録を行うとともに、必要事項を閉接口座管理機関に通知する。</p>	—	資料3-17-1																																																	
92	資料3-21-1	変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)</th> <th>差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払代理人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機構</td> <td>口座凍結</td> <td>口座凍結解除</td> </tr> <tr> <td>機構加入者</td> <td>口座凍結</td> <td>口座凍結解除</td> </tr> <tr> <td>閉接口座管理機関</td> <td>口座凍結</td> <td>口座凍結解除</td> </tr> <tr> <td>裁判所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※参照項目</td> <td>「1. (2) a」～「1. (2) e」</td> <td>「2. (2)」</td> </tr> </tbody> </table>	日程	差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)	支払代理人			機構	口座凍結	口座凍結解除	機構加入者	口座凍結	口座凍結解除	閉接口座管理機関	口座凍結	口座凍結解除	裁判所			※参照項目	「1. (2) a」～「1. (2) e」	「2. (2)」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)</th> <th>口座凍結解除日 振替業務日～ 口座凍結解除日</th> <th>差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払代理人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機構</td> <td>口座凍結</td> <td>口座凍結解除</td> <td>口座凍結解除</td> </tr> <tr> <td>機構加入者</td> <td>口座凍結</td> <td>口座凍結解除</td> <td>口座凍結解除</td> </tr> <tr> <td>閉接口座管理機関</td> <td>口座凍結</td> <td>口座凍結解除</td> <td>口座凍結解除</td> </tr> <tr> <td>裁判所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※参照項目</td> <td>「1. (2) a」～「1. (2) e」</td> <td>「1. (2) e (e)」</td> <td>「2. (2)」</td> </tr> </tbody> </table>	日程	差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)	口座凍結解除日 振替業務日～ 口座凍結解除日	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)	支払代理人				機構	口座凍結	口座凍結解除	口座凍結解除	機構加入者	口座凍結	口座凍結解除	口座凍結解除	閉接口座管理機関	口座凍結	口座凍結解除	口座凍結解除	裁判所				※参照項目	「1. (2) a」～「1. (2) e」	「1. (2) e (e)」	「2. (2)」	<p>1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い(機構加入者の顧客口の銘柄について)</p> <p>2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い(機構加入者の顧客口の銘柄について)</p>
日程	差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)																																																				
支払代理人																																																						
機構	口座凍結	口座凍結解除																																																				
機構加入者	口座凍結	口座凍結解除																																																				
閉接口座管理機関	口座凍結	口座凍結解除																																																				
裁判所																																																						
※参照項目	「1. (2) a」～「1. (2) e」	「2. (2)」																																																				
日程	差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)	口座凍結解除日 振替業務日～ 口座凍結解除日	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)																																																			
支払代理人																																																						
機構	口座凍結	口座凍結解除	口座凍結解除																																																			
機構加入者	口座凍結	口座凍結解除	口座凍結解除																																																			
閉接口座管理機関	口座凍結	口座凍結解除	口座凍結解除																																																			
裁判所																																																						
※参照項目	「1. (2) a」～「1. (2) e」	「1. (2) e (e)」	「2. (2)」																																																			
93	3章 別紙【参考1】	変更	※ 振替の申請は、 <u>先日</u> 付振替請求により行う。	※ 振替の申請は、 <u>前日</u> 振替請求により行う。	7. 備考																																																	
94	資料4-8-1	削除	(削除)	・バッチ処理による残高変動(新株予約権行使による抹消、一部抹消通知による抹消)は含まない。	表中の「日程」の列1行目の吹き出し																																																	
95	資料4-8-1	変更	16:30～18:00	15:30～18:00	表中の「日程」の列1行目																																																	
96	資料4-8-1	変更	①「残高確認データ」(⑤～⑥の処理結果は含まない。)	①「残高確認データ」(②～⑥の処理結果は含まない。)	表中の「機構」の列1行目																																																	
97	資料4-8-1	変更	注3 ⑦「帳表ファイル」は、「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。	注3 ⑦「帳表ファイル」は、「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。 <u>処理明細は含まない。</u>	表中の注3																																																	
98	5章 参考1	変更	④機構取扱対象株式等の <u>先日</u> 付振替請求	④機構取扱対象株式等の <u>前日</u> 振替請求	図中																																																	
99	5章 参考2	変更	④機構取扱対象株式等の <u>先日</u> 付振替請求	④機構取扱対象株式等の <u>前日</u> 振替請求	図中																																																	
100	5章 参考5	変更	⑩機構取扱対象株式等の <u>先日</u> 付振替請求	⑩機構取扱対象株式等の <u>前日</u> 振替請求	図中																																																	
101	5章 参考5	削除	(削除)	(3:00～20:00)	日程のS-1(T+2)																																																	

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
102	5章 参考10	訂正	新受益権口座申告(3:00~20:00)	新受益権数申告(3:00~20:00)	図中X-1日
103	5章 参考14	変更	<p>特別投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー</p> <p>参考 14.</p> <p>①日程調整・移行申請 ②連結果の提出</p> <p>③移行申請書及び振替口座簿記録データの提出</p> <p>④受益証券及び振替入金簿データ等の提出</p> <p>⑤精査</p> <p>⑥振替入金簿への記録</p> <p>⑦新規記録済通知</p> <p>⑧振替口座簿への記録(15:30)</p> <p>⑨移行済受益証券の発送</p> <p>⑩帳表ファイル</p> <p>⑪処理結果ファイルの作成</p> <p>⑫口座処理結果ファイル(7:00~20:00)</p> <p>⑬口座処理結果ファイル</p> <p>⑭振替システム</p> <p>⑮機械システム</p>	<p>特別投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー</p> <p>参考 14.</p> <p>①日程調整・移行申請 ②連結果の提出</p> <p>③移行申請書及び振替口座簿記録データの提出</p> <p>④受益証券及び振替入金簿データ等の提出</p> <p>⑤精査</p> <p>⑥振替入金簿への記録</p> <p>⑦振替口座簿への記録(15:30)</p> <p>⑧移行済受益証券の発送</p> <p>⑩帳表ファイル</p> <p>⑪処理結果ファイルの作成</p> <p>⑫口座処理結果ファイル(7:00~20:00)</p> <p>⑬口座処理結果ファイル</p> <p>⑭振替システム</p> <p>⑮機械システム</p> <p>⑯振替口座簿への記録は、5日の期間1ヶ月で行う。</p>	参考14の表
104	6章4節 別紙3	変更	振替受益権の先日付振替請求	振替受益権の前日振替請求	図中S-1

(b) 各種振替請求の方法

振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法
ア 先日付振替請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 決済日 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分(任意) ⑦ 振替元口座の加入者口座コード(任意) ⑧ 振替先口座の加入者口座コード(任意) ⑨ メッセージ(任意) 	<p>集信日及びその翌営業日以降は、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の先日付振替請求取消電文により取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付振替請求を行う。</p> <p>振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求取消電文により取消を行うことができ(訂正は取消後に再入力を行う)、</p>

				その入力振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。
	統合Web端末入力（画面入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイル入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
イ 前日振替請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	① 渡方機構加入者の機構加入者コード ② 受方機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数 ⑤ 信託財産表示区分（任意） ⑥ 振替元口座の加入者口座コード（任意） ⑦ 振替先口座の加入者口座コード（任意） ⑧ メッセージ（任意）	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求取消電文により取消を行うことができ（訂正は取消後に再入力を行う）、その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。
ウ 当日振替請求	オンラインリアルタイム接続に	振替日の午前9時から	前日振替請求のファイル伝送の項目と同	振替未了又は一時停止となっているデー

	よる方法	午後3時30分まで	様。	タについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求取消電文により取消を行うことができる(訂正は取消後に再入力を行う)。
	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
	統合Web端末入力(CSVファイル入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
エ 先日付連動振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時まで	① 決済日 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分(任意) ⑦ 送信者リファレンスNO(受方) ⑧ 送信者リファレンスNO(渡方) ⑨ センタリファレンスNO	連動処理後の訂正は不可とする。 連動処理後の取消は、決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消をすることができる。
オ 当日連動振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午	先日付連動振替請求の項目と同様。	先日付連動振替請求の訂正・取消方法と同

		後8時から 午後10時 まで及び振 替日の午前 7時から午 後3時20 分まで		様。
カ 先日付DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前 営業日の午 後8時まで	先日付連動振替請求 の項目と同様。	連動処理後の訂正は 不可とする。 連動処理後の取消は、 決済照合システムよ り取消入力を行う。決 済日においては、振替 未了又は一時停止と なっているデータに ついて取消をすること ができる。
キ 当日DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前 営業日の午 後8時から 午後10時 まで及び振 替日の午前 7時から午 後3時20 分まで	先日付DVP振替請求 の項目と同様。	先日付DVP振替請求 の訂正・取消方法と 同様。
ク 先日付貸株DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前 営業日の午 後8時まで	先日付連動振替請求 の項目と同様。	連動処理後の訂正は 不可とする。 連動処理後の取消は、 決済照合システムよ り取消入力を行う。決 済日においては、振替 未了又は一時停止と なっているデータに ついて取消をすること ができる。

				とができる。
ケ 当日貸株D VP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前 営業日の午後 8時から午後 10時まで 及び振替日 の午前7時 から午後1時 30分まで	先日付連動振替請求 の項目と同様。	先日付貸株DVP振 替請求の訂正・取消方 法と同様。
コ 前日残高調 整請求	ファイル伝送に よる方法	振替日の前 営業日（集 信日）の午前 3時から午後 8時まで	① 渡方機構加入者 の機構加入者コード ② 受方機構加入者 の機構加入者コード（①と同一の機 構加入者のみ） ③ 銘柄コード ④ 振替数 ⑤ 信託財産表示区 分（任意）	集信日当日に訂正・取 消をする場合には、フ ァイル単位の置き換 えとする。 振替日に渡方機構加 入者口座に振替可能 な数の記録がないと きは、振替不能の取扱 いとなる。
	オンラインリア ルタイム接続に よる方法	振替日の前 営業日の午前 9時から午後 8時まで	ファイル伝送の項目 と同様。	渡方機構加入者口座 に振替可能な数の記 録がないときは、振替 不能の取扱いとなる。
	統合We b 端末 入力（画面入力） による方法	オンライン リアルタイム 接続と同様。	ファイル伝送の項目 と同様。	オンラインリアルタ イム接続と同様。
	統合We b 端末 入力（CSVフ ァイル入力）に	オンライン リアルタイム 接続と同様。	ファイル伝送の項目 と同様。	オンラインリアルタ イム接続と同様。

	よる方法	様。		
サ 当日残高調整請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日残高調整請求のファイル伝送の項目と同様。	振替未了となっているデータについては、オンラインリアルタイム接続電文、統合Web端末入力により取消を行うことができる(訂正は取消後に再入力を行う)。
	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
	統合Web端末入力(CSVファイル入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
シ 受入予定証券引渡完了請求	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 数量	訂正及び取消はできない。

(b) 各種振替請求の方法

振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法
ア 前日振替請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 渡方機構加入者の機構加入者コード ② 受方機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数 ⑤ 信託財産表示区分（任意） ⑥ 振替元口座の加入者口座コード（任意） ⑦ 振替先口座の加入者口座コード（任意） ⑧ メッセージ（任意） 	<p>集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。</p> <p>振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求訂正・取消電文により訂正・取消を行うことができ、その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。</p>
	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送の項目と同様。	<p>振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求訂正・取消電文により訂正・取消を行うことができ、その入力は振替日の午前7時から午後3時</p>

				30分まで行うことができる。
	統合Web端末入力（画面入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	ファイル伝送の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
イ 当日振替請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日振替請求のファイル伝送の項目と同様。	振替未了又は一時停止となっているデータについては、オンラインリアルタイム接続電文又は統合Web端末入力により訂正・取消を行うことができる。
	統合Web端末入力（画面入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の訂正・取消方法と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイル入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の訂正・取消方法と同様。
ウ 先日付連動振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時まで	① 決済日 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分（任意） ⑦ 送信者リファレンスNO（受方）	連動処理後の訂正は不可とする。 連動処理後の取消は、決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消を行うことができる。

			⑧ 送信者リファレンスNO (渡方) ⑨ センタリファレンスNO	
エ 当日連動振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後3時20分まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	先日付連動振替請求の訂正・取消方法と同様。
オ 先日付DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	連動処理後の訂正は不可とする。 連動処理後の取消は、決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消をすることができる。
カ 当日DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後3時20分まで	先日付DVP振替請求の項目と同様。	先日付DVP振替請求の訂正・取消方法と同様。
キ 先日付貸株DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	連動処理後の訂正は不可とする。 連動処理後の取消は、

				決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消をすることができる。
ク 当日貸株DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後1時30分まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	先日付貸株DVP振替請求の訂正・取消方法と同様。
ケ 前日残高調整請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	① 渡方機構加入者の機構加入者コード ② 受方機構加入者の機構加入者コード（①と同一の機構加入者のみ） ③ 銘柄コード ④ 振替数 ⑤ 信託財産表示区分（任意）	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは、振替不能の取扱いとなる。
	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは、振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末	オンライン	ファイル伝送の項目	オンラインリアルタ

	入力（画面入力）による方法	リアルタイム接続と同様。	と同様。	イム接続と同様。
コ 当日残高調整請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日残高調整請求のファイル伝送の項目と同様。	振替未了となっているデータについては、オンラインリアルタイム接続電文、統合Web端末入力により訂正・取消を行うことができる。
	統合Web端末入力（画面入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続の訂正・取消方法と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイル入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続の訂正・取消方法と同様。
サ 受入予定証券引渡完了請求	統合Web端末入力（画面入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 数量 ④ 信託財産表示区分	訂正及び取消はできない。
	統合Web端末入力（CSVファイル入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 数量 ④ 信託財産表示区分	訂正及び取消はできない。

以上

b 振替処理結果の通知

処理結果の種類	主な通知の方法	取扱時間	主な出力項目
(a) 先日付振替請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ 信託財産表示区分 ⑥ 振替元口座の加入者口座コード ⑦ 振替先口座の加入者口座コード ⑧ 社内処理用項目(任意) ⑨ メッセージ(任意) ⑩ 時刻 ⑪ 株式等リファレンスNO
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分）及び処理明細詳細）	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

	口座処理明細データ（前日分）		
（b）当日振替請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	先日付振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分）及び処理明細詳細）	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
（c）先日付連動振替請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（処理明細）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 時刻 ④ 銘柄コード ⑤ 振替数量 ⑥ 送信者リファレンスNO ⑦ センタリファレンスNO
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）に	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

	よる方法（証券口座処理明細（前日分）及び処理明細詳細）		
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
(d) 当日連動振替請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで	先日付連動振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
(e) 先日付DVP振替請求（先日付貸株DVP振替請求）に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（処理明細）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 決済価額 ⑦ 実相手方機構加入者コード

			⑧ 送信者リファレンスNO ⑨ センタリファレンスNO
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
（f）当日DVP振替請求（当日貸株DVP振替請求）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替実行済通知の受信）	振替日の午前7時から午後2時まで	先日付DVP振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替実行済通知、証券	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

	口座処理明細データ（当日分）		
（g）前日残高調整請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード（②と同じ） ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 株式等リファレンスNO
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
（h）当日残高調整請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	前日残高調整請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）に	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

	よる方法（証券口座処理明細（当日分））		
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
(i) 受入予定証券完了請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 株式等リファレンスNO
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

b 振替処理結果の通知

処理結果の種類	通知の方法	取扱時間	出力項目
(a) 前日振替請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ 信託財産表示区分 ⑥ 振替元口座の加入者口座コード ⑦ 振替先口座の加入者口座コード ⑧ メッセージ ⑨ 時刻 ⑩ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分）及び処理明細詳細）	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

(b) 当日振替請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	前日振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分）及び処理明細詳細）	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
(c) 先日付連動振替請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（処理明細）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 時刻 ④ 銘柄コード ⑤ 振替数量 ⑥ 信託財産表示 ⑦ 送信者リファレンスNO ⑧ センタリファレンスNO ⑨ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）に	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

	よる方法（証券口座処理明細（前日分）及び処理明細詳細）		
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
(d) 当日連動振替請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで	先日付連動振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
(e) 先日付DVP振替請求（先日付貸株DVP振替請求）に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（処理明細）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示 ⑦ 決済価額

			⑧ 実相手方機構加入者コード ⑦ 送信者リファレンスNO ⑧ センタリファレンスNO ⑨ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
（f）当日DVP振替請求（当日貸株DVP振替請求）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替実行済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで	先日付DVP振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

	による方法（振替 実行済通知、証券 口座処理明細デー タ（当日分）		
(g) 前日残高調 整請求に関する振 替処理結果	ファイル伝送によ る方法（帳表ファ イル（口座処理明 細表）の受信）	振替日の午前3時 から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コ ード ③ 受方機構加入者の機構加入者コ ード（②と同じ） ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 受付通番
	オンラインリアル タイム接続による 方法（帳表ファ イル機構加入者別 口座処理明細表（ 口座処理明細表） の受信）	振替日の午前3時 から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同 様。
	統合We b 端末入 力（画面照会）に よる方法（証券 口座処理明細（前 日分）	振替日の午前7時 から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同 様。
	統合We b 端末入 力（CSVファイ ルダウンロード） による方法（証券 口座処理明細デー タ（前日分）	振替日の午前7時 から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同 様。
(h) 当日残高調 整請求に関する振 替処理結果	オンラインリアル タイム接続による 方法（振替済通知 の受信）	振替日の午前9時 から業務終了時ま で	前日残高調整請求に関する振替処理 結果のファイル伝送による方法の項 目と同様。

	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
（i）受入予定証券完了請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 受付通番
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

以上

(c) 各種振替請求の方法

振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法
ア 先日付振替請求（質権）	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 決済日 ② 質権事由（設定・解除・転質・振替（実行）） ③ 渡方機構加入者の機構加入者コード ④ 受方機構加入者の機構加入者コード ⑤ 銘柄コード ⑥ 振替数 ⑦ 信託財産表示区分（任意） ⑧ 振替元口座の加入者口座コード ⑨ 振替先口座の加入者口座コード ⑩ 株主の加入者口座コード ⑪ 受方登録質区分（任意） ⑫ 渡方登録質区分 ⑬ メッセージ（任意） 	集信日及びその翌営業日以降は、統合Web端末入力の先日付振替請求（質権）取消電文により取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付振替請求（質権）を行う。 振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力の当日振替請求（質権）取消電文により取消を行うことができ（訂正は取消後に再入力を行う）、その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。
イ 前日振替請求（質権）	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午	先日付振替請求（質権）の統合Web端末入力（画面入力、CS	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル

		前3時から午後8時まで	Vファイル入力)による方法の項目の②～⑬と同様。	単位の置き換えとする。 振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
ウ 当日振替請求 (質権)	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	先日付振替請求 (質権)の統合Web端末入力 (画面入力、CSVファイル入力)による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末入力 (画面入力、CSVファイル入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
エ 先日付振替請求 (譲渡担保)	統合Web端末入力 (画面入力、CSVファイル入力)による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	① 決済日 ② 担保事由 (設定・解除・転担保) ③ 渡方機構加入者の機構加入者コード ④ 受方機構加入者の機構加入者コード ⑤ 銘柄コード ⑥ 振替数 ⑦ 信託財産表示区分 (任意) ⑧ 振替元口座の加入者口座コード ⑨ 振替先口座の加	集信日及びその翌営業日以降は、統合Web端末入力の先日付振替請求 (譲渡担保)取消電文により取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付振替請求 (譲渡担保)を行う。振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力の当

			入者口座コード ⑩ 特別株主の加入者口座コード ⑪ メッセージ（任意）	日振替請求（譲渡担保）取消電文により取消を行うことができ（訂正は取消後に再入力を行う）、その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。
オ 前日振替請求（譲渡担保）	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	先日付振替請求（譲渡担保）の統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法の項目の②～⑪と同様。	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
カ 当日振替請求（譲渡担保）	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	先日付振替請求（譲渡担保）の統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
キ 先日付振替請求	一般の振替と同様。			
ク 前日振替請求	一般の振替と同様。			

ケ 当日振替請求	一般の振替と同様。			
コ 先日付連動振替請求	一般の振替と同様。			
サ 当日連動振替請求	一般の振替と同様。			
シ 先日付証券担保指定振替請求	統合W e b 端末入力（画面入力）による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	①対象機構加入者コード ②割当機構加入者コード ③銘柄コード ④数量	振替日の前営業日まで、取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付証券担保指定振替請求を行う。振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
ス 前日証券担保指定振替請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	①対象機構加入者コード ②割当機構加入者コード ③銘柄コード ④数量	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
セ 当日証券担保指定振替請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日証券担保指定振替請求のファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
	統合W e b 端末入力（画面入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
ソ 先日付証券担	統合W e b 端末	振替日の前	①対象機構加入者コ	振替日に渡方機構

保指定解除請求	入力（画面入力）による方法	営業日までの各営業日 午前9時から午後8時まで	ード ②割当機構加入者コード ③銘柄コード ④数量	加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
タ 前日証券担保指定解除請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	①対象機構加入者コード ②割当機構加入者コード ③銘柄コード ④数量	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
チ 当日証券担保指定解除請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日証券担保指定解除請求のファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
	統合Web端末入力（画面入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
ツ 担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで	① 質権事由、担保事由（設定・解除・転質・転担保・振替（実行）） ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 相手方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 決済日 ⑦ 信託財産表示区	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替未了の取扱いとなる。

			分 ⑧ 振替元口座の加入者口座コード ⑨ 振替先口座の加入者口座コード ⑩ 株主、特別株主の加入者口座コード ⑪ 受方登録質区分(任意) ⑫ 渡方登録質区分(任意) ⑬ メッセージ(任意)	
	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
テ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)	オンラインリアルタイム接続による方法	午前7時から午後2時まで	担保指定証券預託(相手先指定・株式等)のオンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。

(c) 各種振替請求の方法

振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法
ア 前日振替請求 (質権)	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日(集信日)の午前3時から午後8時まで	① 質権事由(設定・解除・転質・振替(実行)) ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分(任意) ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 株主の加入者口座コード ⑩ 受方登録質区分(任意) ⑪ 渡方登録質区分 ⑫ メッセージ(任意)	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。

イ 当日振替請求 (質権)	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日振替請求(質権)のファイル伝送による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の訂正・取消方法と同様。
ウ 前日振替請求 (譲渡担保)	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日(集信日)の午前3時から午後8時まで	① 担保事由(設定・解除・転担保) ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分(任意) ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 特別株主の加入者口座コード ⑩ メッセージ(任意)	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。

エ 当日振替請求 (譲渡担保)	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日振替請求(譲渡担保)のファイル伝送による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。
	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで 振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の訂正・取消方法と同様。
オ 前日振替請求	一般の振替と同様。			
カ 当日振替請求	一般の振替と同様。			
キ 先日付連動振替請求	一般の振替と同様。			
ク 当日連動振替請求	一般の振替と同様。			
ケ 前日担保指定証券振替請求	ファイル伝送、	振替日の前営業日(集信日)の午前3時から午後8時まで	①対象機構加入者コード ②割当機構加入者コード ③銘柄コード ④数量	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
	統合Web端末入力(画面入力)	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	ファイル伝送と同様。
コ 当日担保指定証券振替請求	オンラインリアルタイム接続	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日担保指定証券振替請求のファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる

	統合Web端末入力（画面入力）	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
サ 前日担保指定証券解除請求	ファイル伝送、	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	①対象機構加入者コード ②割当機構加入者コード ③銘柄コード ④数量	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
	統合Web端末入力（画面入力）	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	ファイル伝送と同様。
シ 当日担保指定証券解除請求	オンラインリアルタイム接続	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日担保指定証券解除請求のファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる
	統合Web端末入力（画面入力）	振替日の午前9時から午後3時30分まで 振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
ス 担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	オンラインリアルタイム接続	振替日の前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1	① 質権事由、担保事由（設定・解除・転質・転担保・振替（実行）） ② 渡方機構加入者の機構加入者コード	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替未了の取扱いとなる。

		時 30 分まで	<ul style="list-style-type: none"> ③ 相手方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 決済日 ⑦ 信託財産表示区分 ⑧ 振替元口座の加入者口座コード ⑨ 振替先口座の加入者口座コード ⑩ 株主、特別株主の加入者口座コード ⑪ 受方登録質区分(任意) ⑫ 渡方登録質区分(任意) ⑬ メッセージ(任意) 	
	統合W e b 端末入力(画面入力、C S Vファイル入力)	振替日の前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
セ 担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	オンラインリアルタイム接続	振替日の前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1	担保指定証券預託(相手先指定・株式等)のオンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。

		時 30 分まで		
	統合 Web 端末 入力（画面入力、 CSV ファイル 入力）	振替日の前 営業日の午 前 7 時から 午後 8 時ま で又は当日 の午前 7 時 から午後 1 時 30 分まで	オンラインリアルタ イム接続の項目と同 様。	オンラインリアル タイム接続と同様。
ソ 担保指定証券 預託（相手先指 定・株式等・受入 予定証券完了）	オンラインリア ルタイム接続	午前 7 時か ら午後 2 時 まで	担保指定証券預託（相 手先指定・株式等）の オンラインリアルタ イム接続による方法 の項目と同様。	渡方機構加入者口 座に振替可能な数 の記録がないとき は振替不能の取扱 いとなる。
	統合 Web 端末 入力（画面入力、 CSV ファイル 入力）	午前 7 時か ら午後 2 時 まで	オンラインリアルタ イム接続の項目と同 様。	オンラインリアル タイム接続と同様。

以 上

b 振替処理結果の通知

処理結果の種類	通知の方法	取扱時間	出力項目
(a) 先日付振替請求(質権)に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 株主の加入者口座コード ⑩ 受方登録質区分 ⑪ 渡方登録質区分 ⑫ メッセージ ⑬ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力(画面照会)による方法(証券口座処理明細(前日分))	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力(CSVファイルダウンロード)	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

	による方法（証券口座処理明細データ（前日分））		
(b) 当日振替請求（質権）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 株主の加入者口座コード ⑩ 受方登録質区分 ⑪ 渡方登録質区分 ⑫ メッセージ ⑬ 送信者リファレンスNO ⑭ 受付通番
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前9時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前9時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
(c) 先日付振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（担保関係処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コ

			ード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 特別株主の加入者口座コード ⑩ メッセージ ⑪ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル（担保関係処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
（d）当日振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで	先日付振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入	振替日の午前7時	オンラインリアルタイム接続による

	力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替通知、証券口座処理明細データ（当日分））	から業務終了時まで	方法の項目と同様。
--	--	-----------	-----------

b 振替処理結果の通知

処理結果の種類	通知の方法	取扱時間	出力項目
(a) 前日振替請求(質権)に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 株主の加入者口座コード ⑩ 受方登録質区分 ⑪ 渡方登録質区分 ⑫ メッセージ ⑬ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力(画面照会)による方法(証券口座処理明細(前日分))	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力(CSVファイルダウンロード)による方法(証券口座処理明細デー	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

	タ (前日分))		
(b) 当日振替請求 (質権) に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法 (振替済通知の受信)	振替日の午前9時から業務終了時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 株主の加入者口座コード ⑩ 受方登録質区分 ⑪ 渡方登録質区分 ⑫ メッセージ ⑬ 送信者リファレンスNO ⑭ 受付通番
	統合Web端末入力 (画面照会) による方法 (証券口座処理明細 (当日分))	振替日の午前9時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力 (CSVファイルダウンロード) による方法 (振替済通知、証券口座処理明細データ (当日分))	振替日の午前9時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
(c) 前日振替請求 (譲渡担保) に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法 (帳表ファイル (担保関係処理明細表) の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 口座残高増減区分 ② 渡方機構加入者の機構加入者コード ③ 受方機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄コード

			<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 振替数 ⑥ 信託財産表示区分 ⑦ 振替元口座の加入者口座コード ⑧ 振替先口座の加入者口座コード ⑨ 特別株主の加入者口座コード ⑩ メッセージ ⑪ 受付通番
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル（担保関係処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
（d）当日振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで	前日振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）	振替日の午前7時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

による方法（振替 済通知、証券口座 処理明細データ （当日分）		
--	--	--

以 上